

会 議 録

会議の名称	平成15年度 第7回西東京市環境審議会
開催日時	平成15年9月28日(日) 13時30分から16時50分まで
開催場所	コール田無地下2階 多目的ホール
出席者	<p>【委員】金井委員、櫻井委員、清水委員、三木委員、網野委員、宇都宮委員、松永委員、和田委員、鈴木委員、村松委員、金成委員、中村委員、松本委員、矢内会長、西川副会長、菊池副会長</p> <p>【事務局】大森環境防災部長、山本環境保全課長、青柳環境保全課長補佐、横山環境計画係主事、ブレック研究所 辻坂、山内</p> <p>【パネリスト】保谷高範西東京市長、宮崎啓子(市民代表)、櫻井正行(農家代表)、小西嗣朗(事業者代表)</p>
議 題	<p>第1部 西東京市環境基本計画答申中間まとめ報告</p> <p>第2部 パネルディスカッション</p>
会議資料の名称	資料1 西東京市環境基本計画答申中間まとめ
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会 議 内 容	
<p>(13時30分開会)</p> <p>青柳環境保全課長補佐 皆様、大変お待たせを致しました。ただいまから西東京市環境シンポジウムを始めたいと思います。開催にあたりまして、初めに主催者を代表致しまして、西東京市環境審議会会長の矢内秋生よりみなさんにごあいさつを申し上げたいと思います。</p> <p>矢内会長 ただいまご紹介いただきました矢内でございます。今日は、外は大変な秋日和で、行楽のシーズンにもかかわらず、多数おいでいただきましてありがとうございました。</p> <p>西東京市の環境基本計画の中間まとめの報告と致しまして、本日シンポジウムを交えまして、皆様方のご意見を広く伺い致したいと思っております。この環境基本計画ですけれども、平成16年の3月をめどに策定を予定しております。そういう意味で言いますと、本日はちょうど中間のまとめで、大体の方向性をご覧いただける機会であると思っております。</p> <p>この環境基本計画ですが、私は3つぐらいの大きな意味があるのではないかと考えておりますので、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず1つ目ですけれども、何はともあれ、西東京市が抱える地域の環境課題あるいは環境問題の5年あるいは10年先をいかにして描きつつ、方向性を見いだしていくかということが一つ非常に重要な課題であると思っております。そういう意味があると思って</p>	

おります。

あと、大きな国際的、社会的な背景でもありますけれども、1992年の地球サミットで方向性が出されました「アジェンダ21」を受けるようなかたちで、各国がローカルアジェンダを作っているわけです。その西東京版に相当するものであると思っております。これから地球規模の環境問題等も含めて考えるときには、やはり西東京市の環境基本計画が西東京市版のローカルアジェンダという意味を持っていると思っております。

もう1つ、今度は日本の社会状況といえますか、あるいは、これは先進国全体かもしれませんけれども、もはや20世紀型の産業社会がそろそろ限界に来ているであろうということで、これからは環境に配慮した社会作り、あるいは国造りをしなければいけないということがあると思います。そういう意味での大きな方向転換の中で、西東京市が果たすべき役割、あるいはもう少し具体的に言いますと、行政や市民の支援を受けながら、例えば今、不景気で大変困っているということもありますけれども、事業者あるいはわれわれの生活基盤の舵取りをどのように変えていくかという背景的な意味もあると思っております。

あとの2つは、直接的には本日お手元にあります環境基本計画の背後の問題としてお考えいただいてもよろしいと思います。そういうことを踏まえつつ、私どもは環境基本計画の中間まとめをとりあえずまとめさせていただきました。

実は、環境審議会の委員の方々には20名おまして、西東京市のほかの審議会に比べますと、人数が大変多いです。それから「環境」というテーマそのものが、とらえる方によってだいぶ違っているのも事実です。そういう中で議論が非常に多岐にわたり、また発言される方も多いということで、大変苦勞に苦勞を重ねながら、それでも何とかここまでようよう中間まとめにこぎつけたということです。

そういうことを踏まえまして、本日この「中間まとめ」のご紹介をして、今日お集まりいただいた皆様方から忌憚のないご意見をいただいて、更に、それを次の計画の策定に反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、今日は夕方までの長丁場かもしれませんが、どうぞご協力をお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

青柳環境保全課長補佐

続きまして、私どものほうから本日のプログラムを簡単にご紹介させていただきます。このあと第1部と致しましては、環境審議会でご審議をいただいております西東京市環境基本計画案の中間のまとめにつきまして、審議会委員によりましてご説明ご報告をさせていただきますと思います。続きまして約20分間程度の休憩を挟みまして、第2部と致しましては、中間のまとめの内容を中心に、パネリストの皆さんによりましてパネルディスカッションを開催致します。

なお、休憩時間を利用致しまして、パネルディスカッションで採り上げてほしいテーマとか、中間まとめに対するご質問などをお寄せいただきたいと思います。受付の際にお配りしております質問票というのがあるかと思いますが、こちらにご記入ください。休憩時間になりましたら、係員が回収をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。質問用紙が足りない場合は、また受付のほうにおいでいただければ差し上げたいと思います。

また、お配りしておりますアンケートですが、これにつきましても、お帰りの際に受付で回収をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは早速、第1部の西東京市環境基本計画答申中間まとめ報告からシンポジウムを始めてもらいたいと思います。それでは発表しますので、どうぞよろしくお願い致します。

菊地副会長

では、環境基本計画中間まとめの概要についてご報告致します。まず、経緯についてです。ここには載っていないのですが、平成14年の4月に西東京市環境基本条例が施行されました。これに基づきまして、環境基本計画の策定について諮問が行われて、7月から委員会の活動を開始致しました。先程、会長から紹介がありましたように、委員会の構成は公募市民が6名、事業者が5名、学識経験者が4名、環境関係団体から2名、関係行政機関から3名の合計20名です。

昨年7月から審議して参りまして、今年の4月19日に市民ワークショップを開催致しました。みんな心配していたのですけれども、予想を上回って32名の方が参加してくださいまして、活発に大変貴重なご意見をいただきました。本日お越しくくださった方の中で、ワークショップに参加していただいた方はどのくらいいらっしゃいますでしょうか。どうもありがとうございます。ずっと見守ってくださって、どうもありがとうございます。あの時のグループワークの成果は入り口のほうに展示してありますので、ワークショップに参加なさらなかった方もぜひ見ていただければうれしいと思います。ワークショップでいただいた意見を案の中にもう一度盛り込みまして、更に検討致しまして、本日の環境シンポジウムの開催に至りました。

この先ですが、今日いただいたご意見などをまた盛り込みまして、委員会として市長に答申することになっております。ここに「答申」とありますが、答申は今年の12月です。そのあとは策定がほぼ来年の3月ごろで、平成16年の4月に環境基本計画として施行する予定になっております。その先ですが、ここで平成16年の4月に施行されてからもう5年とありまして、計画自体は、ここからここまでの10年間を計画の期間としております。ただし、この5年目の所で中間見直しというのがありますから、一応、今日みなさんにご提案差し上げる重要プロジェクトは、当初の5年間にまず着手するプロジェクトとしてご提案致します。

次に、基本計画の構成についてご説明申し上げます。スライドが見にくい方はお手元の資料の2頁、3頁が見開きになっておりますので、こちらをご覧ください。最初の1の所ですが、「基本的事項」とあります。まず基本理念ですが、これは環境基本計画に先立って施行された環境基本条例の理念をそのまま踏襲しているということが明示されています。ほかに、先程申し上げました計画の期間が10年間ということ、それから計画の対象地域・範囲、そして計画の主体について書かれています。

「計画の主体」という所には、「計画を進めていくのは地域の構成員すべてである」と書かれています。こんにちの環境問題は、かつての公害の時のように加害者、被害者と明確に区別ができるようなものではなく、私たちが自動車に乗り、冷暖房をし、ごみを出すというふうに、生活していくことそのものが環境への負荷となっているのが特徴と言えます。

そこで、お手元の資料の7頁をご覧ください。7頁の所には、「基本となる考え方」というかたちで、地域の構成員すべてがどのような考え方で、どのような共通認識のもとに環境保全に取り組んでいったらいいのかが4つにまとまっています。仮に「4原則」と呼ばせていただきます。ここに書いてあります。表で言うと、ここです。

この4原則が、ここから先のすべての基本となる考え方になっています。

戻っていただいて6頁です。6頁には「西東京市の現状と課題」というかたちで簡単にまとめられています。概要版ですので、紙面の都合上、全部を載せることはできませんでした。図表などは入り口のほうに展示してありますので、ご覧になってください。

さて、西東京市の現状と課題を踏まえまして、環境保全という目的に対しては、ここにありますように基本方針1・2・3・4というふうに4つの方針を掲げました。そして、それぞれに目指す望ましい姿、言い換えると「将来は、こんな西東京市になってほしいな」という目標を、例えば「身近で豊かな緑をみんなで育む西東京市」というような標語のようなかたちで、それぞれ2つないし3つずつ示しています。

4月に行われたワークショップでは、この基本方針1から4の4つの方針ごとにグループ作業をしていただいて、何が問題か、そしてどうすればいいかについてご意見をいただきました。ワークショップでは、この部分のご意見をいただいたわけですが、本日は、ここもポイントについては説明致しますが、主にここから先の部分の取り組みと重点プロジェクトについて、皆さんと一緒に考えていただきたいと思えます。

なお、重点プロジェクトについて2点ほど付け加えさせていただきます。3頁をご覧ください。3頁の右下の所に「重点プロジェクト」とあります。影の付いた枠で囲まれた部分です。先程ご説明致しましたように、環境基本計画10年間のちょうど真ん中、5年目に見直しを致します。重点プロジェクトは、最初にみんなが着手するプロジェクトという意味なので、5年でおしまいということではありません。見直しされ、修正されながらも継続されていくプロジェクトとお考えいただきたいと思えます。

もう1点は、どれでもいいのですが、例えば「食べられる緑を食べて残そう」という重点プロジェクトに関しては、基本方針2と3の両方が関係しています。そういう具合に、基本方針1がこういうかたちですと横に流れていくわけではなく、重点プロジェクトには、むしろ基本方針のいくつかがかかわっている場合のほうが多いわけです。お手元の資料で言うと、例えば15頁を開けていただきたいのですが、15頁の右下のほうに「関連する重点プロジェクト」とあります。「関連する」と書いてあるのは、そういう意味です。

では、4つの基本方針ごとに現状と課題、それから施策の展開について特にポイントとなる所を紹介したうえで、それに関連する重点プロジェクトを4人の委員の方からご説明致します。では、基本方針1について三木さんをお願いします。

三木委員

それでは、基本方針1「良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす」についてご説明致します。まず、西東京市の環境の現状として、ここに二酸化窒素濃度の経年変化について出させていただきます。西東京市は、みなさんもお存じのように青梅街道や新青梅街道など、市を横断する幹線道路が走るなど、交通量が大変多いのが特徴の1つとして挙げられると思えます。その結果、例えば田無町ではこの程度、下保谷ではこの程度というように、環境基準は下回っているのですが、それなりに二酸化窒素濃度が高い状況にあります。特に青梅街道の柳沢では、環境基準をやや下回っていますが、少し上がればほぼ環境基準を超えてしまうという状況にあるように、自動車交通に由来する大気汚染が1つの特徴として挙げられます。

更に、自動車から排出される二酸化窒素などが原因となって光化学スモッグというものができるのですが、その注意報や学校情報の発令回数を経年変化で挙げています。

こちら、年によって大きく変動はしているのですが、やはり高い水準にあります。

このほかにも、西東京市は大気汚染が原因となる健康被害認定患者数が多摩地区の中では相対的に多いなど、とにかく大気汚染による影響、特に自動車交通から大気汚染が進んでいるところが環境面での西東京市の特徴の1つと、我々はとらえております。

そういう状況を踏まえて、我々としてはどのような西東京市にしていきたいかという将来像として、ここに2つのキャッチフレーズを挙げさせていただいております。1つ目が「ちょっとそこまで歩きたくなる心安らぐ西東京市」。2つ目が「美しい町並みときれいな空気の活気あふれる西東京市」。これは、先程ご説明致しましたように自動車交通が増えてきた結果の大気汚染とか、また最近問題になっている温室効果ガスが増えてきたことが、われわれの健康被害につながってくる状況になってきたということがあります。

今後は、そういうものを抑えていくことと、また歩行者への配慮というところから歩行者や自転車の利用を進めて、そういう道路環境を作っていくこと、更に、自動車優先というのを見直して、市民が歩きたくなるような都市を作っていきたいと思いますというのが、われわれの描く将来像です。その結果、ここにありますように、西東京市は良好な生活環境を確保すると共に、市民が活気あふれる生活を送れる都市を目指していくというのを考えております。

もう少し具体的に、それをどういう施策で進めていくのか、どういう施策の体系であるかというのが、こちらになります。1番目としては環境汚染の防止。2つ目が道路環境交通マネジメント。3つ目が都市景観・都市環境の保全。この3つを施策として体系化して進めていくことを考えております。その中でも道路環境交通マネジメントが環境汚染の防止とか都市景観・都市環境の保全に広い意味で掛かっていくと考えておりますので、ここの2番についてももう少し詳しくご説明致します。

道路環境交通マネジメントと一言で言ってしまうと、どういうことか分かりにくいので、ここに3つ挙げました。具体的には歩行者・自転車優先の町を作っていく。2つ目が道路交通への対応。具体的には車が幹線道路などをもう少し円滑に通れるようにするとか、そもそも自動車利用を削減するとか、こういうことをしていきたいと思います。最後は、生活道路や公共交通手段の確保を進めていく。やはりこれも自動車利用を少なくするというところと、1番の「自転車や歩行者が通りやすいようにします」というところに掛かってくるのです。このような3つの具体的な施策を進めていくことを考えています。

では、その3つの施策を進めていく中で、市や事業者、市民にどういう取り組みをしてほしいのかというのをわれわれなりに定義付けてみました。市の取り組みと致しましては、「幹線道路の整備にあたっては市民参加を進めて、環境に配慮した道路整備をしてほしい」と。そういうことをやっていただくことを挙げています。もう1つは、自動車利用自体を減らしていくための啓発活動や公共交通網の整備。西東京市ですと「はなバス」が代表的になりますが、そういうものを進めていきます。

事業者については、まず、そういうふうに整備された公共交通網を積極的に利用していただく。例えば従業員の出勤には、できるだけバスや電車を使っていただくようにしてもらおう。もう1つは、なかなか難しいのですが、業務用車両の利用を控えていただく、共同配送を検討していただくことを考えています。

最後は、市民にどういうことをしていただきたいか。1つは、やはり同じように公共

交通網を使っていただきたい。もう1つは、今後どういう道路を造っていったらいいのか。例えば田無町からひばりが丘に行く道は歩道がかなり狭かったりして、そこを走るのはかなり危ないというのは皆さんよく分かっていると思います。ただ、「では、それを広くしましょう」と言っても単純にはできないので、どういうふうにすれば広くできるかとか、どういう道を造っていきたいかとか、そういう議論に市民の方々が積極的に入って行く。私たちは、この3つを各主体の取り組みとして考えています。

今、各取り組みを具体的に3つ挙げていったのですが、先程、菊地さんのほうからご説明があったように「今後5年間、更に10年間というタイムスパンの中で、それを具体的にどういうふうに進めていきます」というのが、ここに挙げた重点プロジェクト「歩行者・自転車中心の交通体系を作ろう」です。ここに説明が書いてありますように、これは歩行者・自転車を優先した安心して生活できる道造りを行うことを目指しています。そのために、歩行者の視点から道路の整備や道路利用の在り方などの見直しを行うということなのです。

例えば市のほうですと、具体的には道路整備のところには環境の視点を入れて、どうすれば歩行者や自転車がより通れるようになるのかということを中心に働き掛けていただくといいと思います。事業者や市民の役割と致しましては、それを議論する場を市が作って、そこに積極的に参加していただく。それによって、ここに挙げた歩行者や自転車が自動車よりも更に優先されるような交通体系がどうすればできるのかというのをみんなで一緒に考えてみる。そういう重点プロジェクトを私たちは提案させていただきたいと思っております。

以上で基本方針1の説明を終わります。次に、基本方針2について中村委員からご説明致します。

中村委員

基本方針2「都市の緑をみんなで支え、自然と共存して生きる」の項目についてご説明させていただきます。それでは、緑の環境の現状がどうなっているかということを中心と見てみます。緑につきましては、緑が多いか少ないかということと、その緑が良い状態で保全されているかということになるわけです。

最初に、緑の多い少ないということからしますと、緑被率ということが問題になるのではないかと。これは平成11年度ですので、ちょっと古いデータになりますが、西東京市では30.2%と発表されております。緑地面積は478ha。こういうことですので、現時点では30%を割っていることは間違いないと思われれます。その緑被率30.2%の内訳を見ますと、農地が14.5%、樹林地が12.0%ということですから、緑の中では農地が大体半分を占めているとお考えいただいてもよろしいのではないかと。樹林地と申しますと、やはりこちらでは屋敷林、あるいは苗畑とか果樹園、公園が入っているのではないかと考えています。

それで、東大農場の面積。あとで申し上げますけれども、東大の附属農場が緑町にございます。この面積が22.2haになりまして、西東京市面積15.85平方キロメートルに対して1.4%を占めている。1.4%ということは、そう大きな数字ではないと思われる方もいらっしゃると思いますが、逆にこれが緑被率を1.4%下げてしまうことにもつながっているということで、私どもとしては、かなり大きな数字だと理解しております。緑地面積に対しては約5%にも相当するということなのです。

これは西東京市の緑地の分布です。濃い緑が生産緑地、簡単に言えば畑になりまし

て、薄い緑、黄緑が公園・運動場になるかと思えます。この濃い緑は、かなり点在してたくさんあるように思われておりますが、現状におきまして、畑は減ることはあっても増えることはない。

公園・運動場につきましては、東大農場、東大演習林、それから現在造られております合併記念公園が大きな緑の核となっております。更に、ここにあるではないかということになります。これは大学の運動場ですし、これは銀行の運動場です。ここにはもっと大きいものがあるということですが、このわずかな部分だけが西東京市の公園です。ここ全体は小金井公園ですけれども、あとのこの部分はほとんど小金井市に属しているということになります。

何を申し上げたいかと申しますと、私どもの西東京市の緑の現状は、減っていく農地と、所々にあるやはり減っていく屋敷林と、ここにあります大きな東大農場・東大演習林。あとは、よその民間の土地に属している。言ってみれば、公共に担保された緑は極めて少ないということをお願いしたいと思います。

そういうことを前提としまして、将来はどういうかたちにあるべきかということをお願いいたしますと、1つは「身近で豊かな緑をみんなで育む西東京市」。これは、言ってみれば、今ある緑を守っていききたいということです。2番目に「味わい深い地元の緑をみんなで食べて、恵みを知る西東京市」。これは、地元で生産された農産物を皆さんで食べましょう。ということは、それだけ地元の農地を残しておきたいということです。それから「歴史や文化が育む命の源、自然を大切に育む西東京市」ということになります。

今更、緑の大切さをここで論ずることは必要ないと思っておりますけれども、「緑のこうした価値に対して、市民が共通の認識を持ち、農地・屋敷林・公園・緑地・街路樹の保全はもちろん、公共施設や住宅に至るまで緑があふれ、緑を維持・保全する努力を市・事業者・市民が一体となって実行していかなければなりません。更に、西東京市は東大農場が有する緑を核として、すべての市民が自然の恵みを楽しむ都市を目指します」ということをスローガンとして掲げております。

次に、どういう施策を行うかということになります。緑の保全・育成、それから水辺環境の保全、自然との触れ合いの確保、歴史的・文化的環境資源の確保と、このような四つの項目を掲げておりますが、時間の関係上、2・3・4については概要版をご覧くださいと思っております。

緑の保全・育成につきましては、東大農場の緑の保全と活用、農地の保全、樹林の保全、公園・小規模公園・空き地・裸地の活用、緑のネットワークの創設を掲げております。1番の「東大農場の緑の保全と活用」は、後程の重点プロジェクトで述べさせていただきます。

農地の保全、樹林の保全につきましては、共に相続税という厄介なものを抱えた問題で、簡単にできることではないと思っておりますが、市と市民とが協力して後継者を育成するとか、市民が市民農園で農業に親しみを覚えるとか、先程申しましたように地元の農産物をできるだけ消費すること。それから、樹林の保全につきましては、屋敷林という問題もございますけれども、それ以外に公園その他の樹木を市民が管理することで保全を行うことを考えております。公園・小規模公園・空き地・裸地の活用につきましても、市民が主体的にこれを利用して活用するシステムを作り上げるということになっております。

関連するプロジェクトが3つございます。「緑の保全の在り方を考えよう」という中には、東大農場の今後の活用プランの検討と。市民と共に西東京市としての構想を策定

し、都・国に提案して働き掛けるということを掲げています。

実は昨日の土曜日、西東京市の市民団体21団体と西東京市の後援をいただきまして、東大農場で「第1回アースデイ in 西東京」を開催致しました。入場者の正確な数字をつかんではありませんが、推定するところ3千人に近い2千人台だということで、大変な盛況でした。これは、もちろん好天に恵まれたということもございますが、近場の東大農場の良さを知りたいという市民の皆さんの表れではないかと思っております。普段はほとんど行かれない農場の奥まで皆さんが足を延ばして、われわれの身近な所に東大農場という、こんなに素晴らしい所があるのだということを認識してもらったのではないかと思います。

そういった背景のもとで、われわれとしては、どうやって東大農場の緑を保全するかというプランを市と市民とが一緒に練る必要があるのではないかと。一説によりますと、土地代が500億円ぐらいかかると言われておりますので、もちろん市だけでできる話ではございませんけれども、われわれ西東京市が主体となって、どうあるべきかというプランを出して、これを率先して内外に提案して働き掛けることが必要ではないかと思っております。内外の「外」につきましては都とか国です。どのような利用方法があるかというのは、なかなか難しい話ですけれども、これも皆さん方と一緒に考えていくべきことではないかと思っております。

あと、緑地の確保。これは公共事業や民間開発による緑地の消失を防止するための仕組みを確立するということです。大規模な開発は今後あまり行われなような状況ではございますけれども、もし開発ということになったときに緑を確保しておくために、何らかの税制の問題、いろいろな市民の協力の問題等も含めて、防止する仕組みを確立したい。この辺のことは概要版に載っていると思っております。

あとは、緑に囲まれて豊かに暮らそう。これは住宅の緑化の問題です。個人の住宅も町の大切な緑という公共の視点から、残すように努力する。われわれの緑というものは、決して大規模な土地だけに残すということではなくて、個人の住宅までも緑に囲まれるようにする。そのためには、例えば剪定枝のごみの扱いという問題の解決もございますが、ぜひその辺のことも踏まえて、個人の住宅の緑を多くしていく。

それから街路樹の里親制度。市民の街路樹に対する親しみや関心を高めるために創設するということです。西東京市では道が狭いこともございまして、街路樹はあまり多くございませんが、街路樹の里親制度というのは、これを多くして、言ってみれば点から線につなげ、それをまた更に面にまでつなげるという1つのきっかけを作るものである。そのためには市民の個々の人に街路樹に親しんでもらうために里親制度を作る。

それから、水の循環を取り戻そうということを掲げています。西東京市には川はあまりございません。市内の水循環を改善して、雨水の地下浸透や雨水の貯留・利用を進めるための取り組みが必要。このようなことを考えております。

基本方針2については以上です。次に、基本方針3について金成委員より発表していただきます。よろしく申し上げます。

金成委員

それでは、基本方針3「生活と産業の在り方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する」について説明させていただきます。

環境の現状ということで、これは東京の熱帯夜の日数です。資料としては若干古いのですが、10年単位で書いてあります。1975年、1985年、1995年となっておりますが、1975

年から比べますと、やはり格段の差があります。昔、私たちは田無駅に着くと、ちょっと空気が違うとか大変涼しいと認識したのですが、今は都心に出ましても戻ってきても、そう変わらないのではないのでしょうか。これは東京の区内だと思いますけれども、現在では区内も郊外も…。昨年などは、この地域でも熱帯夜が大変多かったのも、こんなものも現状の環境を考えていただく1つの資料として提案させていただきました。

これは、ごみの最終処分場への搬入量と「私どもの市から二ツ塚処分場には、このくらいの量を搬入していいですよ」という予定の推定量です。この紫です。今、私たちがごみは中間処理施設の柳泉園で焼却しまして、また細かく砕きまして二ツ塚という所に持ち込まれているのです。10年度、11年度、12年度、13年度、14年度とありますが、今現在、私たちが出しているのは、これだけです。随分差があると思います。平成11年度から平成13年度までがちょっとありますのは、その他プラスチックを埋め立てていたからです。その他プラスチックは平成13年度の10月まで埋め立てておりました。平成13年度の11月からは焼却しています。その数字の表れとして、平成14年度と平成10年度が大体同じくらいに見られると思います。

この突出した部分は課徴金です。その量を5年スパンで計算しまして金額が決められて、私たちの税金がそちらに支払われることになっております。日々の生活では私たちになかなか見えにくいところですが、ごみを少なくすれば、お金もかからない。資源化をすれば、お金を有効に使えるということではないかと思えます。

では、どういう将来像を持ったらいいかということ。私たちの所は「生活と産業を見直す」ということですので、地球規模の環境問題から…。私たちは毎日の生活をしているときにごみを出していますし、エネルギーも使っています。そういう意味では大変な加害者でもあります。

それで「排熱と温室効果ガスを減らし、涼しい夏の西東京市」。今年は大変涼しかったのですが、去年は非常な暑さで、今年と去年では格段に違いました。これもある意味では異常気象の1つと考えられると思います。

それから「エネルギーを大切に、環境に優しいエネルギーを利用する西東京市」。今年の夏は電気が足りないと言いまして、庁舎とか私どもも省エネをやっています。でも、やはりこれからは地球規模でも省エネを大変考えなければならないと思います。

それから「ごみになるものを買わない、売らない、作らない。作った資源は再利用する西東京市」。私たちは生活に本当に使うものではなくて、例えば袋とかの要らないものもたくさん買っていますけれども、それは今ごみとして出さなくてはならないわけです。売らないというのは、無駄になるごみは利用者の方にあまり売らないでほしい。作らないというのは、これからは次にリサイクルや資源化できるようなかたちで商品を作ってほしいということです。こういうキャッチコピー的な3つを挙げさせていただきました。

ここの中に「市民生活や事業活動のスタイルを見直し、環境に優しいエネルギー利用の実践、ごみの減量、リサイクルへの配慮、農産物を通じた地域内での循環の構築といった省エネルギーやごみ問題などへの対応に関する取り組みを進めることによって、西東京市は限りある資源を懸命に活用する循環型社会を目指します」。やはりこの循環型社会を目指すというのが、私たちが提案したい一番のキーポイントだと思います。

では、具体的にはどんな施策を考えているかと申しますと、1番には広域的な環境問題への対応、2番目にはごみ減量・リサイクルを中心とした循環型社会、3番目としては農と消費の一体化。具体的に申しますと、1番目は地球温暖化問題への対応、ヒート

アイランド現象への対応、省エネルギーの推進、新エネルギーへの推進、2番目はごみの再資源化と再生品の利用、ごみの減量化、環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築、3番目は生ごみや剪定枝の堆肥化の推進、地産地消の推進となっております。

2番目の「ごみ減量・リサイクルを中心とした循環型の社会」のこの部分の説明をちょっとさせていただいたのですが、ワークショップを実施しました時に「ごみ減量・リサイクルを中心とした循環型社会へ」という所へのご意見が大変多かったです。ここには数値目標を挙げていませんが、10年間のうちにごみを半分ぐらいに減らしたらいいのではないかということで、ごみの減量化にはいろいろご提案をいただいております。

それから、環境への負荷の少ないごみ処理システムです。これはいろいろあるのですが、ごみというものは分ければ資源ですが、混ぜればごみです。ですから、私たちも生活ごみの分別を多くして資源化して、やはり最終処分場に持っていくものをいかに少なくするかということシステムとして構築していかななくてはならないのではないかと思います。

それと関連して、農と消費の一体化です。ここに「生ごみや剪定枝の堆肥化の推進」とありますが、これもワークショップの時に推進のご意見をたくさんいただきました。これは緑の保全と一体化になっておりますが、私たちが生活する地域の緑を守るときに、剪定枝も…。これからごみの有料化とかごみの減量が考えられたときに、自分の緑が資源化されずに先に有料とされてしまいますと、何かちょっと釈然としないものがあるというご意見もいただきました。

それから「地産地消の推進」とあります。アースデイの講演の時に、東大の森田先生から「農産物の輸入は、フードマイレージと言いまして、地球の裏側から食べ物を運んできますと、私たちはエネルギーを大変消費したものを食べることになる。それと同時に、食べ物の輸入は水を輸入することに関連する」というお話を伺いました。先生の受け売りではないのですけれども、地球の水を100%とすると、真水は2.5%ぐらいしかないそうです。その貴重な水を食べ物と一緒に輸入するということは、地球の大変な無駄ということです。私たちは、やはり地域の農地を保全して、なるべく身近にある農産物をいただく。それから、ごみや剪定枝も土に戻して循環していく。こういうことが大事ではないかと考えて、地産地消を挙げさせていただきました。

私の所は、関連するプロジェクトを大変多く提案させていただきました。「環境家計簿で消エネしましょう」。これは「環境家計簿をつけましょう」と言って、けっこう熱心な地域では今、もう家庭とか小学校でされています。

それから「ごみ資源化を進め、ごみを半減させよう」。これは、ごみとなるものを買わないようにして、再利用を進めることでごみを減らしていく。ごみの分別方法の見直し。ペットボトル・白色トレイ・プラスチック類を分別収集し、再資源化を図る。剪定枝の資源化、生ごみの資源化のモデル地区による取り組みを実施する。できたら5年ぐらいの間にモデル地区を実施したいと。これは私どもの熱意の表れと思って見ていただければ大変ありがたいです。

それから「ごみの分別方法の見直し」とあります。徳島県の上勝町と言う町は人口3千人弱の町ですが、ごみを80%資源化しまして、自分の地域にごみの焼却所も持たず、ごみの収集車も走らせないと。こういう地域があることを知りました。私たちの生活の中にあるものをじっくり見直して、毎日のごみを資源化していくと、本当に燃やさなくてはならないものはごくわずかだというのが分かるかと思うのです。日本の中に、80%も資源化している地域があることを皆さんに知っていただきたいと思っております。

それから「食べられる緑を食べて残そう」。これは緑の保全と表裏一体で、関連するプロジェクトになっていると思います。

それから「自然エネルギーを利用しよう」。今、自然エネルギーにはソーラーとか風力発電とか潮力とか地熱とか、いろいろあると思うのですが、ここでは太陽熱を利用して、なるべく循環型社会に貢献しよう。

それから「環境ビジネスの芽を育てよう」。環境ビジネスというと、どこのことだろうと思うかもしれませんが、例えば地域にあります造園業さんとか古紙回収の人たちも、広く言えば環境ビジネスの1つだろうと思います。それから、これからは農家さんがいろいろな地域の土地を利用して農業大学みたいなものをしてくださるのでしたら、それもまた環境ビジネス。それから地域でNPOを作って、環境学習みたいなものを何か広げてくださるのも、やはり環境ビジネスの一環かなと。言葉はちょっと取り付きにくいですが、そういう意味で広くとらえていただいたプロジェクトです。詳細は概要版を見たいと思います。

では、基本方針4を村松委員にお願いします。

村松委員

武蔵野大学の村松と言います。最後になりましたけれども、基本方針4について報告させていただきます。基本方針4の精神を表しているキャッチフレーズは、ここに書いてある通り「みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来に更に引き継ぐ」ということです。この中で重要なキーワードは「みんな」、「努力」、「参加」ということです。

「みんな」ということですが、市だけでも駄目ですし、事業者だけでも駄目ですし、市民だけでも駄目です。やはり三位一体となって取り組むべき問題であろうということですね。また市民に関しても、本日のように日曜日の昼という非常に貴重な時間を割いて、このような環境シンポジウムに参加されるような環境保全活動に意識が高い皆様方だけでは不十分であって、本日、行楽に行かれているような人も巻き込んで取り組んでいくべき課題である。そういった意味で、すごく知恵が必要であるわけです。

また「努力」と「参加」に関しては、冒頭で会長からローカルアジェンダということが出ましたけれども、地球サミットで「ローカルアジェンダ21」なんて言われていて、言葉だけが広がっています。実は、その日本語の意味するところは「行動計画」です。21世紀にどういう行動をするのかということですね。考えてみると、もう現在は21世紀になっているわけで、どれだけ実践されているのか。いい知恵があっても、それを実際に実践行動するような仕組みを作っていく必要があるわけです。

「現状と課題」ということですねけれども、これまでの基本方針1・2・3に比べて、基本方針4はちょっと定評的ではないし、具体的な課題があまり把握されていないような印象を受けます。このことについては2点あります。

まず一般的な話として、問題を解決していこうというときには、ある程度具体的な課題を詳細に把握した段階で、もう既に問題解決しているのだという考え方があります。そういった意味では、基本方針4にかかわる環境教育とか環境情報に関しては、まだまだどこが問題なのかと把握できないくらい課題を含んでいるという解釈もできます。

もう1点は、環境学習ということ考えたときに、やはりこれは定量的に測ることができない領域です。子供のころに受けた教育というのは20年後、30年後に効いてくるので、把握できない部分があります。

環境の価値を考えると、公共事業でダムを造る場合には、それに対して電力がどのくらい必要かということが定量的に把握できるけれども、失われる環境の価値、例えば、ただ自然があるような価値というのは測るすべがない。実は計り知れないということだけでも、政策意思決定の場面においては、そういったことは価値がない、ゼロと判断される場合もある。だから、ここで定量的にフォローされていない、把握されていないからといって、必ずしも基本方針4が重要ではないということの意味しているわけではないということです。

定量的ではありませんけれども、現状の課題について報告させていただきますと、3つの観点がある。環境情報、環境学習、パートナーシップということです。環境情報に関しては、環境がどういう状態にあるのかということで、市が把握している情報を積極的に情報公開する。その情報公開についても、市が一方的に市民に発信するだけでなく、市民からも発信するような共存・共有も含めた環境情報の在り方が必要であろう。

また、どういう取り組みの段階にあるかという環境の現状を定期的にモニタリングすることが重要です。

3番目としては、「参加のきっかけとなる情報発信」ということです。今は情報化社会で、情報が散乱していますけれども、やはり人間は人知れずというか、無意識のうちに情報を選択しているわけです。そして、自分があまり興味のないものに関しては流してしまうことがあります。しかしながら、環境情報の在り方というのは、こういった注意を喚起して、参加していこうというきっかけとなるような情報についても検討していくべきであろうということです。

2番目としては、環境学習ということです。「各学校」と書いていますが、学校だけではなくて社会教育の場面でも、そうです。学校についても、幼稚園、小学校、中学校という個別の学校機関だけではなくて、相互の連携を取ったようなかたちで環境学習を推進していく必要があるわけです。

また、環境学習の指導者数が不十分であるということです。例えば、東京都の環境学習リーダーとか、環境省では環境カウンセラーというリーダー登録制度があります。他の行政に比べて西東京市が著しく少ないわけではないですけれども、まだまだ不十分なところがあるので、そういった環境学習のリーダーと呼ばれるべき人を養成する必要があるだろうということです。

さらに「環境学習の推進体制の構築」ということです。これまでは公民館を通して、環境NGOさんとかが手弁当ですごくやられているケースもあるのですが、更にシステムチックに効率的にやるためには、市も含めたパートナーシップを含めて推進する体制を構築するべきであるということです。

3番目はパートナーシップということです。西東京市では、ごみゼロ運動、公園管理協力会員、子供愛護クラブ事務局等々がパートナーシップを推進する機能を果たしているのですが、今後、更にこういった活動を充実させるためには、更なるパートナーシップを推進する必要があるであろうということです。

将来像ですが、「環境の大切さ」、「子供から大人まで学び合う西東京」、「さまざまな人々が環境を良くするための活動をしている西東京」ということです。これはもう最初の基本方針のキャッチフレーズで説明した通りですが、学ぶだけではなくて、大人から子供までが相互に交流するようなかたちで学び合うということです。

2番目としては、良くするための活動をしているということです。ただ単に学習して知識を得るだけではなくて、そのためのアクションというか、ここは活動を伴う必要が

あるわけです。

こういった基本方針4の施策を具体的に推進するためには、ここに書いてある通り、4つの段階があるわけです。1番目としては環境情報を交流していこう、2番目は環境学習を推進していく、3番目は環境保全活動の支援、4番はパートナーシップの推進ということです。もちろんそれぞれ重要ですが、特に重要だと考えられる2番について説明します。OHPは見づらいで、資料21頁の2番の「環境学習の推進」という所を参照してください。

最初のほうに書いてありますけれども、「子供から大人まで、市民がみんなで環境学習を行って、環境意識を高めます。そのための環境学習モデルとなるようなプログラムを作り、これに基づいて学習を推進し、内外に発信していく」ということです。

環境学習のモデルというのは、日本または世界を問わず、西東京市はすごく独自のことをやっているというモデル、何々が来るような環境学習の推進ができればということです。審議会の中では、こういうことを検討しております。

具体的には、この1番の「環境学習のプログラムの学習推進」ということです。課題の時にも申し上げましたけれども、それぞれの教育機関では総合的学習の時間とかが行われていますが、それぞれを有機的に結び付けながら環境学習をしていくようなプログラムが必要であろうと。

2番としては「環境学習の推進体制の構築」ということです。環境省は環境トレーナー制度を設けて、もっと職業的にしっかりしたかたちで環境リーダーを育てていこうというプログラムを検討されていますけれども、それを具体的に推進するためのソフトとハードを検討していくようなものが必要だろうと。

3番目としては「環境学習の積極的な実施」ということです。こういった環境学習というのは、長期的に持続していく必要があります。そのためにも、やはりしっかりした基盤整備が重要であるわけです。

それで、具体的に検討していることに関連する重点プロジェクトですけれども、環境情報を発信していこう、環境活動を推進する仕組みを作ろう、環境リーダーを育てよう、環境マップを作ろうということです。具体的には、それぞれがばらばらで進んでいくわけではなくて、環境学習を進めながら、その中で環境リーダーを育てていくようなかたちです。

世田谷なんかでも環境学習の機会があって、それが2、3年後にはリーダーとなります。そういうふうにはリーダーを育てていくような仕組み作りがなされています。そういった中でリーダーを育てる。学習を進めるだけではなくて有機的に進んでいく。そういったことをプロジェクトとして検討していく必要があるわけです。

ちなみに、西東京では「(仮称)リサイクルプラザ」というものの基本設計を進めているわけですが、こういった市中心のプロジェクトの中でも、こういったリサイクルプラザについて、ハードだけではなくてソフトで、環境教育の情報センターとしてどうあるべきかということを検討していけば面白いのかなと考えております。以上で報告を終わります。

青柳環境保全課長補佐

委員の皆様、ありがとうございました。皆様におかれましては、ご清聴どうもありがとうございます。これで第1部の中間まとめの発表を終了致したいと思います。休憩を挟みまして、引き続き第2部のパネルディスカッションに進みたいと思います。第2部

の開始は14時55分とさせていただきたいと思います。

あらかじめご案内を致しましたが、この時間を利用致しましてパネルディスカッションで採り上げていただきたいテーマ、また中間のまとめに対するご質問などを質問票にお書きください。係員が回収に回りますので、どうぞお渡しいただきたいと思います。ひとつ早めをお願い致します。それでは、これから休憩を致したいと思います。ありがとうございました。

なお、この館内は禁煙となっておりますので、おたばこをお吸いになる方は、申し訳ございませんが、建物の外の入り口の所で喫煙をお願いしたいと思います。それから、先程も委員の方からご紹介がありましたが、ロビーには今年の4月19日に行われました市民ワークショップの発表が展示してございますので、併せてどうぞご覧いただければと思います。

(14時35分から14時55分まで休憩)

青柳課長補佐

それでは準備も整いましたようですので、ただいまから第2部のパネルディスカッションを始めていきたいと思います。ご参加いただきましたパネリストの皆様を簡単に紹介させていただきます。

会場の皆様から向かいまして左手から保谷高範西東京市長でございます。続きまして、西東京地域におきまして主に自然環境の問題の住民活動などでご活躍になっていらっしゃる、芝久保町にお住まいの宮崎啓子様でございます。続いて、市内富士町で農業をされておられまして、生ごみの堆肥化などに積極的に取り組んでいらっしゃる櫻井正行様でございます。続きまして、市内の事業者を代表致しまして、田無商工会会長の小西嗣朗様でございます。最後は、西東京市環境基本条例の制定に際しまして市民会議の座長を務められておられました環境審議会委員の松永守弘様でございます。司会進行、コーディネーターにつきましては、環境審議会会長の矢内秋生が担当させていただきます。それでは、よろしくお願い致します。

矢内会長

それでは、第2部を始めさせていただきます。第2部は16時25分ぐらいまでということで予定しております。この第2部は、私の心積もりでは、その中をまた大体3つぐらいに分割していこうかと思っております。

まず1つは、ここにいらっしゃいますパネリストの方々にそれぞれの実際の具体的な活動をお話しいただくことで、前半の3分の1ぐらいの時間を使いたいと思っております。

そのあとは、先程ご紹介しました環境基本計画の中間まとめの動きとある程度連動させながら、そういった中での話のある程度膨らませたり、あるいは、もう少し突っ込んだりというようなやり取りを少ししたいと思っております。その時には、先程の休憩の時にいただいております質問紙などを使いながら、更にお話を深めていきたいと思っております。

そのあとは、それまでの経緯をお聞きいただいたうえで、今度は実際にフロアの方からご意見とか何かをいただきながら、更に基本計画の次のステップの糧にしたいと思っております。そのような予定ですので、どうぞご協力のほどよろしくお願い致します。

す。それでは、以降ちょっと長いですので座らせていただきまして、それぞれまたプログラムの順番で進めたいと思っております。

先程の基本計画の紹介、基本方針の紹介、あるいは全体の紹介は、お手元の「概要版」の全体像をご覧になったところと比べますと、例えば基本計画の個々のご紹介が割合あるところにポイントが絞られていたという印象があるかと思えます。これは、あえて「そのようなかたちで構いません」というふうに、我々の内部で調整をした結果です。

大体、西東京市の環境課題に関しましては、実は非常に特化した問題が何件かあることは、もう既に見えております。そういうことをどのように具体的にすることかということですが、これに関しては、先程のまとめの報告の中でも、すぐにでもできそうなことと「これは、なかなかいろんな調整が要るのかな」というようなことがあったと思えます。

そのような基本計画の紹介を踏まえまして、まず、環境基本計画の中間まとめに関連しまして、保谷市長からお話をいただきたいと思っております。それでは市長、よろしく申し上げます。

それで、あまり立ったり座ったりすると、逆に見苦しいと思しますので、以降、座ったままでお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

保谷市長

それでは、ご指名でございますので、一番先に発言をさせていただきたいと思えます。本日は、この環境基本計画を作る過程でのシンポジウムに参加していただきまして、ありがとうございます。先程も中間のまとめに対しての発表がございまして、皆さんそれぞれの立場でよくご研究、またご協議いただいたことを私も痛切に感じたところ です。

もちろんこの環境基本計画は、西東京市の環境基本条例に基づきまして、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。発表の中にもございましたように、もちろんその基本は環境条例に基づくわけです。私自身は、環境は行政だけのものでもない、事業者だけのものでもないという立場で、事業者、市民、行政、そのほか大勢の方に参加していただいて、西東京市の環境問題を考えていきたいと思っております。

そういう面で、環境面から西東京市の将来像を示させていただいて、それを実現するために、目標や基本方針を定めるものと思っております。皆様のご協力をいただきまして、策定は平成16年3月末とお聞きしています。その間、約2年間の長期にわたるご努力をいただくわけで、心からお礼を申し上げたいと思えます。

今年の4月にはワークショップを開催させていただいて、貴重なご意見をいただいたわけです。それに引き続いて今度はシンポジウムということで、また市民の皆さんの参加をいただきました。この答申は、基本計画に大きく影響されてくるのではないかなという感想を持っているところです。

今、審議会の皆さんには基本計画でご努力いただいているわけですが、西東京市は基本構想を金曜日に終わりました。6月議会でご承認をいただいたところです。その中に町作りの6つの方向が示されておりますけれども、その1つに「環境に優しい町作り」ということを採り上げさせていただきました。基本構想ですから、まだまだ抽象的な表現になっておりますけれども、平成16年度から10年間の西東京市の進むべき方向性をこの基本構想で示させていただいたというところです。

その中には、先程申しました町作りの六つの方向が示されていると思っています。時間がございませんので粗っぽくなりますけれども、その中には、今日の先程のご発表の中にもございました公園・緑地の保全、農地の保全、緑の創出、環境学習の推進、ごみの減量等が入っています。そして、具体的には東大農場とか、そのような農場跡地も入っているわけです。この基本構想を受けまして、今度は基本計画実施計画の中で具体的にお示しさせていただいて、それを予算化して、事業の中に取り入れていきたいと考えているところです。

もちろん基本構想の中は緑だけではございません。いろんな問題が入っているわけです。その6つの中の1つに、主体的には緑が中心になるとされる「環境に優しい町作り」という項目があるということです。

そのように、環境基本計画と、これからできる基本構想の実施計画をタイアップして、住みやすい町作りを進めていきたいと考えているところです。以上です。

矢内会長

ありがとうございます。市長には質疑応答とか、またいろいろな場面をお願いしたいと思えます。

実際に環境の将来を見据えたいろいろな在り方なり、暮らしの在り方というもの、あるいは先程来、基本方針の4つにありましたような、われわれの審議会で考えている柱があるわけですが、そういう中で、市民の立場から緑の保全等についてかかわって、さまざまな活動をされていらっしゃる宮崎啓子さんから、ご自身の思いを含めてお話をいただければと思います。よろしく申し上げます。

宮崎啓子氏

ご紹介いただきました宮崎でございます。この環境基本計画に関しましては、後程またみなさんと一緒に考えていきたいと思えますけれども、一応、私の自己紹介をさせていただきます。

先程、中村さんからもご紹介がありましたけれども、昨日、東大農場で第1回の「アースデイ in 西東京」を行いました。旧田無市では、1990年からもう10回も続けて行われていましたけれども、合併後、いろいろありまして途絶えていました。一応、西東京市も環境宣言をしております、環境を標榜している市として、市民にも何とか「アースデイ」を西東京市でも立ち上げたいという思いがありました。

そこに東大農場の移転問題が出てきました。それで今、何としてでも東大農場のことを取り上げておかないと、このままだったらとあそこが市民の手の届かない所に行ってしまうのではないかという危機感がありましたので、実行委員会を組まして、「アースデイ」を行いました。

昨日は幸いにお天気にも恵まれて、秋空の下、赤トンボは舞いますし、入り口にある大きなエノキの実には赤く熟れ始め、桑畑では桑が青々と茂っておりますし、ソバの花もいっぱい、あそこは本当に武蔵野の大地をまだそのまま残している感じなんです。そこに農業の手が加わって、人と自然が非常に共生しているというモデルみたいな所です。

私がどうして東大農場にかかわるようになったかといいますと、私は転勤族で、14回も転々としてきました。その揚げ句に、西東京市の花小金井周辺の地価が少しは安いということで、縁もゆかりもない西東京市の市民になりました。

それまでは、こういう住民運動には全く関係していませんでしたけれども、たまたま田無に落ち着きまして、子供たちも一応手を離れましたので、公民館講座で環境講座を初めて受講しました。その時には「ああ、世の中にはこういうことをやっている人もいるんだな」と、そういうところに初めて目を開かされた思いでした。その時の講師の先生は、今でも私の先生ですけれども、その先生の影響もありまして、こういう環境活動にかかわるようになりました。

それは、ちょうど1992年で、先程のアジェンダの年、リオの環境サミットの年ですけれども、その時にも東大農場の問題が起きました。ちょうどバブル期で、1992年の旧田無の市議会では、あそこを追い出すというか、開放して広域のスポーツ都市公園にしようという議決がありました。今考えると不思議ですけれども、その時の議員さんの中で、あそこをスポーツ公園にしようという議決に反対なさった方は、たったお一人でした。そのことから思いますと、この十何年間に自然環境に対する意識が随分変わってきたことが実感されます。

その時に、やはり東大農場は今のままのほうがいいということで、全く何も知らない1人の主婦が、こういう運動に取り組んだということです。その時に初めて東大農場の観察会を行いましたら、都内から百四十数名の方が集まられまして、ぐるっと見て回りました。その時に中にいらした方から、「東大農場は何も田無だけのものではない。こんなに貴重な緑は、みんなで守るべきだ。広域に連携してやっていかなければいけない」というご意見が出ました。それで、そこに北多摩自然環境連絡会と言うのが生まれたわけです。東大農場から始まって、93年には北多摩自然環境連絡会という北多摩の自然環境を連携して活動していく団体が生まれまして、自然環境の活動を続けております。

ごみに関しましては、多摩ライフの時に、たまたま私は生ごみに関心がありました。そうしましたら、都から都の生ごみ班というのに3人指名されまして、私は生ごみ班に入りましたものですから、そこでごみとの関係もできてきました。非常に生活密着型の「ごみを減らして緑を増やそう」というのが私のモットーです。

暴力団ではないですけれども、「こういう市民活動というのは、一遍足を突っ込むと、抜くのは大変なことだ」とだれかから言われました。足を抜くことに何か本当に罪悪感がありまして、環境の問題というに出ていかなければいけないような気になります。

それで、先程お話にありました西原自然公園とか、西東京自然を見つめる会とか、東大農場の存続を願う会とか、北多摩自然環境連絡会とか、何かあればあちこちに行ってみたくなるということで、家族からは「おまえが環境問題に没頭すれば没頭するほど、家庭環境は悪化の一途をたどる」と言われながらも、こういう活動をしております。

戻りますけれども、昨日の「アースデイ」は本当に大成功でした。東大からは「市の後援が得られれば開放してあげる」と言われましたので、市長さんはじめ担当部局の方にお願ひ致しまして、後援をいただきました。そのことで、東大側からは1日中、思いがけないくらい全面的な開放をしていただきました。

あそこはウイークデーの昼間しか開きませんから、日ごろ、あそこを見てくださらないお父様方や学生さんたちに見ていただくということで、特定な運動といえますよりは、ちょっとイベント的になりました。都からは心の東京革命の大江戸踊り、田無市の阿波踊り、コーラス団体のア・カペラ、オカリナの演奏というふうにいるんな催し物が出まして、それが青空の下、大自然の中で行われました。

特に印象的だったのは、たこです。保谷樹の会と言うのがありますが、そこのお母さんがお絵描きということで、初めは東大農場の絵を描くというスケッチ大会のつもりで始められました。でも、絵を描くだけではつまらないということで、急遽たこ作りに変えられました。そこで紙を配って、そこに東大農場の絵を描かせて、それをたこに作って揚げるという催しです。それが昨日の青空の下に、それこそ何百まではいきませんけれども、たくさんのたこが舞いまして、それは素晴らしい風景でした。

たまたま花火屋さんかどなたかが来てくださったらしくて、プロの指導で1枚の紙と2本のひごでたこが揚げられるということで...。先程も市長さんに申し上げたのですが、西東京市でたこ揚げ大会はいかがでしょうか。こういういろんな計画を大きく書いていければと思います。市長さんも何か畳1畳ぐらいのたこをお揚げになった経験がおありだそうですから、そういうふうになにか少し変わった取り組みも必要ではないかと思っています。こういう本ばかり読んでいますと、環境とはどんなものかという実感がわからないのです。

お話ししたいことがいっぱいあるので、またあとからお話ししますが、特に今度の「概要版」はあまり実感がつかめないようなものです。その前にワークショップなんかで出ました、こういうのがあるのですけれども、この時は非常に詳しく書かれていまして、私たちも読んでイメージがわくようなものでした。ですから、「概要版」だけをお読みになっても、皆さんちょっとイメージがおつかみになれないのではないかと。それがちょっと残念です。非常にいろいろな努力がされているのですが、「概要版」で少し欠けたかなというのが私は非常に残念です。

ですから、もっと初めに立ち戻って、今までのことをいろいろ読んでいただいたり、お話を聞いたりされると、この環境基本計画がどのくらい一生懸命作られているかということが分かるのではないかと思います。長くなりましたけれども、以上、こんな活動をしております。よろしくお願いします。

矢内会長

どうもありがとうございました。西東京市の環境審議会でも、かなり大きな議論になっておりますのが東大農場の問題です。もちろんそればかりではなくて、基本計画2の所でご紹介しましたように、そのほかの緑の問題もあるわけですが、今、宮崎さんからお話をいただいた東大農場でのイベントが、これからの一つの可能性をかなり持たせてくれるのではないかと私も思います。後程、その辺についても具体的な像を描くようなかたちで、ちょっとやり取りをしたいとも思っております。

それでは2番目に、農家代表という紹介の仕方では大変あれですけれども、今まさに先進的な地域循環型の取り組みを具体的になさっていらっしゃる農業の生産者側から、櫻井正行さんに取り組みの内容とか、この西東京市の環境課題に対する思いとかも含めてご紹介いただけたらと思っております。よろしくお願いします。

櫻井正行氏

今、ご紹介いただきました櫻井と申します。自己紹介をしますと、私は農協のJA東京みらい保谷地区の野菜の出荷組合の組合長をさせていただいております。56軒ほどの組織です。「おまえ、やれよ」ということで、名ばかりですが、その組合長です。農家代表と書いてありますが、ただの農家です。ただ、今回の中でいろいろ問題になっております農地の生かし方、農地の多面性を図る意味で、その中で実践してありま

す生ごみ堆肥の問題について「おまえ、ちょっとしゃべれよ」ということですので言わせていただきます。

実際問題としまして、発酵させるためのものとしては、主に米ぬかとか、いろいろありますけれども、その発酵資材として生ごみを処理物化させたものが生ごみ堆肥です。見せてもちょっと分からないですけれども、この粉状になっている乾燥させたものです。これ自身は薬科大の跡地にできました公団住宅のグリーンプラザでできた処理物です。

実際、これだけでは堆肥化はできません。これは、その副資材の剪定枝チップで、街路樹その他等をチップ化したものです。青梅にリサイクルセンターと言う所がありまして、この現物自身は、そこで粗い粉砕と微粉砕、かなり細かくしたものです。これできないと、ちょっと堆肥化には向かないということです。

今、田無地区にはかなりの造園業者さんがいますけれども、これはトラック1台2万円から数万円のお金を払って処理している、いわゆる産業ごみの1つです。これをごみではなくて資源化するために何とかやってみようということです。この剪定枝チップ5に対して生ごみ処理物1の割合で、これはちょうど1年たった堆肥化したものです。

副資材としては、剪定枝だけではなくて街路樹の落ち葉があります。落ち葉ですと、堆肥化するには時間もなかなか要りますし、切り返しとか、そういう手数が掛かるのですけれども、これ自身は、こちらのグリーンプラザで出ました処理物とひばりが丘団地...。ひばりが丘自身は西東京と東久留米市に属する所がありますので一概には言えないのですけれども、西東京産の落ち葉と処理物でできた西東京産の生ごみ堆肥です。

実際面として、このできた生ごみ処理物自身については、飼料試験場、今は家畜衛生何とかと言う東京都の機関で成分分析してあります。それで問題ないという数値が出ておりますが、実際問題、このグリーンプラザで出た生ごみ処理物は私の所に持ち込まれて、私のほうでちょっとふるいを掛けます。

ここにありますのは、その処理物をちょっとスコップで1杯取った中に出てくる不純物です。プラスチック、貝のかけら、陶器のかけら、ガラス片、その他いろいろ出てきます。この生ごみの堆肥化の1番の問題は、入り口の分別がきちっとできるかということです。ここの意識が高い市民が増えれば増えるほど、この堆肥化、ごみの減量化は現実性を帯びてきます。ただし、現状を見ますと、このような状況であることは確かです。

実際、この処理物自身の実数としては、「何世帯から、このぐらいの量が出る」という予想の数値が一応あります。ですが、現状としては、それをはるかに下回っています。

実際、このグリーンプラザに行きますと処理機がありますけれども、その処理機に投入するためには自分のうちの生ごみをバケツで持っていかなければならない。現状、ほかの家庭で生ごみを処理するときには、ごみ袋に入れて所定の場所に出せば持っていってくれる。今の処理機に掛けるのですと、バケツを持って行って、またバケツを持って帰らなければならない。そういうのがありまして、実際は処理機を使うべき生ごみをそういう普通のごみとして捨てているのが現状です。

「生ごみ、生ごみ」と言っていますけれども、私に言わせれば未利用資源です。こういうところのレベルでの市民の啓発ができていかないと、今後、堆肥化をしても無駄になってしまいます。この堆肥化したものが農地に戻って、そこでできた農産物をみなさんに食べていただいて初めて、先程来から出ております循環型社会の形成ができるのです。

まず、入りの分別と出口のできた農産物。輸入農産物もありますし、国産でもいいです。そういう生ごみを堆肥化したものを使った農地でできた農産物を買うようなかたち。私に言わせれば、ちょっと高くても、そっちを買ってもらえれば一番いいです。言葉では「生ごみの堆肥化」というのが出るのですけれども、循環型社会というものを構築する意味では、実際問題として、そういうことを念頭に置かないと、絵に描いた餅になってしまう。

これは生ごみでできた堆肥ですけれども、農地に戻って農産物ができない限り、このままでは金をかけたごみです。そういう意味で、入りの分別と最後にできあがった農産物に対する意識の啓発が何とかできれば、生ごみという未利用資源を利用した堆肥化は自然と進んでいきますし、そうしていかなければいけないと思います。

ちょっと長くなりましたが、もう1つ、実際問題として、この剪定枝チップを作る施設は西東京にはございません。しかし、今この処理物自身はどんどん出てきているわけです。副資材の剪定枝チップがないと堆肥化はできません。それで、応急処置ということで考え出されたのが処理物に尿素を若干加えましてペレット化したものです。生ごみ肥料はペレット化されています。こういう方法も一つの考えとしてあるということをおなさんにご紹介しておきたいと思います。ちょっと長くなりましたけれども以上です。

矢内会長

ありがとうございます。「循環型社会」という標語だけではなくて、まさに実際にこうやって取り組まれている事例を目にしますと、イメージが非常に鮮明になってきます。ここを基にして更に循環型社会の共有のイメージがわいていくのではないかと思います。また後程、その辺も踏まえてやり取りをしたいと思います。

次に、「事業者」という言い方をしたらちょっと申し訳ないのですが、商工会の代表と致しまして小西さんにご紹介をいただきます。よろしくお願い致します。

小西嗣朗氏

ご紹介いただきました小西と申します。事業者代表で環境シンポジウムのパネラーというお話があった時に、「参加をしていないので、私にはパネラーという資格はないですよ」というお話を差し上げました。先程来、外に張ってあるあれを見ますと、「環境問題というのは随分幅が広いものだな。本当に広い分野でいろいろと取り上げられているのだな」という気が致します。

最近ディーゼル車の排ガスが非常に問題になっておりまして、2年間の猶予期間の中でディーゼル車を切り替えていってほしいという通達が出ました。運送屋さんなんか非常に大変だという話も聞くし、実際に、うちでもそうです。私どもは小さな瀬戸物屋を営んでおりまして、通販の業界にちょっと携わっているものですから、ディーゼル車そのものを5台ばかり抱えております。そのディーゼル車を切り替えていかなければならないというかたちになったのです。

その中で、入札とか、そういうことに参加をしますと、「書類と一緒に車検証を提出してください」ということがあるわけです。そうすると、もう車検証には「ディーゼル車を切り替えていますよ」ということがちゃんと明記されるわけです。ガソリン車に切り替えるのか、そこに設備を付けて切り替えていくのか、「切り替え済みですよ」という証明が当然くつつくわけです。

これは大変なことだと。5台一遍にさっと切り替えるのも容易なことではないけれど

も、これはやっていかなければならないことだし、当然、皆さんがそういう方向に向かって動いているわけですから、私どもの企業にしても取り上げていかなければならない。大変なことだと思いつつ切り替えて、やっと終わったところです。終わったところですが、何が残るかという、やはり車の借金が残るということです。

西東京市の中には3,800企業ございまして、その企業に従事している人が8万7,000人いらっしゃるわけです。環境問題に関しては、一人一人が考えていかなければならない大事なことだと思いますが、どうしても事業者といえますと、そういうふうに制約されるか、さもなかったら納めている先から「駄目ですよ」というかたちでストップが掛かるか何かでなければ、自分の所から率先して替えようというのは非常に難しいという気が致します。

正直、私どもでも緩衝材として使われておりますこういうパッキンは、ダイオキシンが出るので燃やせないということで、「これは使わないでください」という通達が出るようになりました。「はてな、これはどうしようか」ということで、いろいろと頭をひねっていました。

今までは、空になった段ボールはお金を出して持って行ってくれたわけです。ところが、最近ではお金を付けて持ってってもらわないと、段ボールも捨てられない状況になってきている。そこへ「段ボールを緩衝材にしませんか」と、こんな話がありました。「ダイオキシンを出すものよりも完全に燃焼できるものであれば、先方も当然喜ばれるだろう。自分の所も、お金を付けて捨てなくても、自分の所でそれを緩衝材として使えるのなら非常にいいじゃないか。そういう緩衝材を造ろう」ということで、緩衝材を造る機械を入れることにしたわけです。

ところが、何とこの機械そのものが100万円するわけです。ですから、環境問題をきちっと守っていくことに関しても非常にお金がかかる。だけど、世の中の情勢の中では、お金をかけても、そういう問題に早く取り組んでいったほうがいいのではないかとということで入れることにしました。今は、こういうパッキンは一切購入しておりません。全部こういう段ボールの緩衝材です。自分の所で出た段ボールを裁断して細かくしたものを緩衝材として使っております。それも環境整備の1つかなと考えております。

広い環境問題ですから、当然、商売をしている方の中には飲食店もあり、物販もありというかたちの中で、事業系ごみは有料化というかたちがもう既に始まって流れております。ですから、いかにごみを減らすかということは、それぞれ自分の企業で考えていかなければならない大事なことだと思います。どうしても電卓を片手に持ちながら、「こんなにかかるのではどうしようか、ああしようか」と、こんなことが出てくるのかと考えます。

また、その取り組みについても、当然のことながら、われわれの商工会の中でも「皆さんで取り組んでいこうよ。こうしていこうよ」という話が出ておりますし、そういう方をお招きしていろいろな話を聞いて、「よそはどうしているのだろう」とか、「自分の所の企業はこうしていますよ」というかたちを聞いて勉強していくことは非常に大事ななことだと思います。

たまたま私の持っている小さな場所が西原のほうにあるのですが、雑草が腰丈ぐらいまで生えてきたものですから慌てて除草剤をまきに行ったのです。ところが、水がない。道路を挟んで反対側に鉄工所があるのです。その鉄工所のお父さんに「水を分けてほしい」とちょっと声をかけましたら、「そのドラム缶にいっぱい入っているよ」ということで、ドラム缶から水をもらいました。

そのドラム缶に入っている水たるや、自分の所の屋根から流れる水を全部そのドラム缶に落としているのです。「ああ、立派なことをやっているな」と感心しました。まさに今おっしゃっておられた循環型のかたちで、本当に上手に活用している。除草剤をまくための液体を溶かすには何ら不自由しない。雨水を活用して、昨日はずっと除草剤をまいてきたのです。やはり自分の所でも、そういうかたちのものを考えていかなければならないのかなという気が致します。雨水とか、そういうものも上手に使えば、こんなふうに見えるのかなということで、勉強をさせてもらったという感じです。

最近の流れといいますが、企業としてのそういう努力も、いろいろたくさんあるかと思っております。簡単ではございますが、意見として発表させていただきました。ありがとうございました。

矢内会長

ありがとうございました。また後程、関連したやり取りをやりたいと思います。

それでは、先程ちょっと紹介の中にもありましたけれども、この環境基本計画の審議会が立ち上がる前の環境基本条例の策定に携わっているのも、その辺の経緯とか思いとかを踏まえて、それから、余裕があれば環境審議会のメンバーの委員として、ちょっとコメントなどもいただきたいと思います。松永さん、よろしくお願いします。

松永委員

環境審議会の松永と申します。先程、既に宮崎さんからこちらにご意見をいただきましたけれども、本日は審議会の一委員として、パネリストの皆さんと会場の皆さんから忌憚のないご意見をいただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

過去の話で大変恐縮ですが、今、会長からありましたように2年前の8月に、市長の肝いりで西東京市まちづくり市民会議というのが発足致しました。そんな中で、10名の委員さんがいまして、部会がちょうど二つありました。私は環境と共生する部会という中で西東京市の環境基本条例を策定していきました。

皆さんご存じだと思うのですが、私どもが今やっている西東京市の環境審議会というのは、環境基本条例の第18条に規定されている文言です。そんな中で、当時は月に2回ずつで、けっこう忙しかったと思います。この中にも、その時に一緒に頑張っていたメンバーの方がいらっしゃるんですけども、約8カ月で環境基本条例の基となるようなものをみなさんで市に提言していきました。

大きく条例といいますが、まず、国の環境基本法というのがありまして、それから1つ下に下りてくると、東京都の環境基本条例というのがあります。国から1つ下りてくるといって、西東京市の環境基本条例は国からずっと下りてきても結構ですが、そんな体系をしております。

合併する前にも、保谷や田無には環境基本条例がありませんでした。環境施策の在り方や環境行政の基本となるような指針についての提言とかは、いろいろあったみたいですが、条例がなかったということで、その当時の市民会議では、「まず、東京都の近隣都市の環境基本条例をちょっと勉強しようか」ということになりました。当時、東京都あるいは武蔵野、立川、三鷹、調布、日野、そして狛江なんかの環境基本条例を引っ張り出して、いろいろ勉強した記憶がございます。

委員の皆様と環境基本条例についていろいろ勉強していく際に、一番の思い出という

か、私がちょっと印象に残ったのは、最初に、西東京市の特徴あるオリジナルで具体的な条例を作ろうではないかというご意見が非常に多かったことです。そんなことを記憶しております。

実際、皆さんが条例を読むと、条文条例で非常に堅くて、何か幼稚園の子供が百科事典を読んでいるようなもので、非常に分かりづらいです。それをぜひ一般市民の目線であらえて、非常に分かりやすく具体的に、なおかつオリジナリティーにあふれるようなもので作っていかうではないかというご意見が非常にありました。

結果的には、本当に抽象的な一般的な条例にはなってしまったのですが、そこでは具体的なものをどこまで踏み入れていいかという話し合いが非常に盛り上がったことを今、非常に記憶している次第です。

そんなことで、一昨年からは環境審議会で矢内会長のもと、本日皆さんに差し上げているような、こういう環境基本計画について皆さんと共に勉強しておりますが、本日は****様からパブリックコメントをいただきながら、また12月の答申を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

矢内会長

ありがとうございます。ということで、この登壇者の方々の大体のプロフィール等お分りになっていただけたと思います。先程から「三位一体」という言葉がよく出ていますけれども、従来ですと行政が主導でやって、われわれ市民が受け身に回って、それを要望するというかたちがほとんどでした。最近の流れとしましては、もう完全に発想を変えなければいけない時代だと思っておりますので、その辺のところを踏まえて、お話を具体化していきたいと思うのです。

具体的な行動をなさっていらっしゃる宮崎さん、櫻井さん、小西さんに共通で質問をしたいと思うのですが、実は、こういう環境の催し物をやりますと、来てくださっている方も意識が高いし、上がっていらっしゃる方も意識が高くて、理想論みたいなところで「良かったですね」で終わるのですが、実際に外に出ますと、一般の歩いている人は全然そんなことはなくて愕然とすることがあるわけです。

ちょっと失礼な言い方ですが、それぞれの方々がそれぞれの立場で取り組んでいらっしゃるわけですが、更に、そのすそ野を市民に広げる。櫻井さんですと、一般農家にもっと広げる。小西さんですと、先程3,800企業あるとおっしゃいましたけれども、まさにそういう取り組みをそこにもっと広げていく。そのためのポイントは何かということをお一人ずつちょっとお話がいただけたら、何かこれからの話のきっかけになると思っておりますので、よろしく申し上げます。

小西嗣朗氏

今、お話がありましたように、企業にどういうふうに伝えていったらいいかということですが、それぞれの所の会合がございますので、その会合に向けて「これからこういうふうにしていったらいいよ。こういう流れにしていったらいいよ」ということで話を聞きながら、そういう場を設けていくことが非常に大事ではないかと。皆さんそのものの意識を高めていくというか、「こういう問題については、こういうふうにしていけば、もっと経費も節約できるよ。こうできるよ」ということがたくさあろうかと思うのです。気が付いていない部分も随分あるだろうと私は思っております。

水の点でもそうです。雨水がこんなに活用できるのかなど。水に困るということに直

面すれば、すぐそういうあれになるわけです。正直言いまして、私どもは、現在は圧力を掛けて4階まで水を上げているのですが、それまでは屋上にタンクを据えまして、地下のあれからためた水を上に上げていたわけです。その水中ポンプそのものが何と40年近くもつのです。ですから、例えば屋根に降る雨水を1カ所にぐっとためておきまして、トイレの水として流すとか、植木の水に使うとか、使い方はいろいろあるかと思いますが、そういう使い方をしていくのも非常にいいことではないかと思えます。水中ポンプそのものでも、そのくらい寿命があるわけですから、活用の仕方によっては変わってくるだろうという気が致します。当然のことながら、もう皆さん水洗をお使いでしょう。水洗の水にしても、そういう水をお使いになれば随分有効に使えるのではないかという気が致します。

矢内会長

ありがとうございます。早速ながら、そういう集会でアピールする、あるいは勉強会というお話がありました。そうすると、そういう場はどうするのか、あるいは忙しいといったこととどう両立させるかという問題が出てきます。そこで、多分自重されていたのかもしれませんが、市のほうに「金が欲しい」とか何かという話も当然出てくるわけです。こういう場ですので、市議会の答弁とは少し違うと思えますが、そういった市のほうの考え方なんか、ある程度引き出せるようなかたちで進められたら面白いのではないかと思えます。

では、櫻井さんいかがですか。櫻井さんの取り組みをもっと広げるとか、そのための条件、問題、課題、いろいろあると思うのですが。

櫻井正行氏

隣に市長もいますので、あまり言うともあれですけども、まず、この生ごみ堆肥をやっているのは、私を含めて3軒ほどの農家ですので、非常にまだ始まったばかりということなんです。

それと、私のほうでは、とりあえず一次処理物は出てくるわけですので、その副資材である剪定枝チップなり落ち葉を集めるわけです。落ち葉につきましては、ご承知の通り3カ月ぐらいの期間だけしかなく、入手困難です。それと堆肥化するには大変な労力が要りますので、できれば微粉碎の剪定枝チップができる施設ができればいいなということです。これも、隣にあります保谷高範市長に「何とかできないですか」と何度か申し上げてはいますけれども、私としては、その前に実績を作らなければいけないということです。

私ができるのは、いわゆる生ごみ堆肥でできた生産物を作ることです。それが第一義的ですので、それを広めるのは大変です。先程も申し上げましたけれども、入り口のこれについては、私一人では到底できません。出口のほうも私一人でできる問題ではないですけども、いわゆる東京都の試作とか、そういうものを利用して進めていかなくてはなりません。

今、産直プロジェクトというのがございまして、売る場所を確保するというところでいろいろやっております。私のほうでできるのは、農家の皆さんの所でできた農産物が少しでも高く売れば、自然と野菜などを作る意欲が湧いてくると思えます。今の農家さん自身の考え方は、もちろん減農薬、減化学肥料に向かっておりますので、そういう意味では、こういう堆肥は必要なものです。化学肥料は一遍に悪いとは言いませんけれど

も、地力を保持するためには昔から堆肥を使うのがいいというのは、農家さんは頭でいいですか、もう経験則として分かっているわけです。ですから、その後は、いわゆる出口の問題で、作ったものが少しでも高く売れるかたちを見いだしてあげれば、自然と農家さんは「じゃ、それを使ってみるか」というふうになります。

それと、もう1つ申し上げたいのは、副資材の剪定枝チップ化ができれば助かるということです。剪定枝チップは、副資材として1年じゅう確保できる。それと、緑の葉っぱの付いた剪定枝のほうに脱臭効果があるということで、堆肥の切り返しに伴うにおいの問題が若干なりとも緩和できます。

さらに、もう1つは労力の問題です。やはり一農家が手で切り返しをするのは、かなりの労力が要ります。そういう意味で、堆肥のボランティアなどが組織されることが望ましいと思います。いろいろなお考えの方がいて、「それだったら堆肥センター的なものを作ったらどうか」と言う方がいるのですけれども、いわゆる実績を積んでからでなければ、そういうお金をかけたハードに向かうべきではないと私は思っています。

そういう実績作りと、できたものを高く売るというのは、蔬菜出荷組合の長として当然考えなくてはいけないことですので、それも考えて行動しております。高く売れば、みなさんに言えば、それを自然と使う。みなさんは頭では分かっていますし、ぜひ使いたいけれども、労力面で難しいので、そういう方向にはなかなか向かえないのが実際です。ですから、そこら辺を考えていけば解決の糸口が掴めるのではないのでしょうか。

生ごみも剪定枝チップも両方とも産業ごみですので、ごみ減量という意味では、この堆肥化が成功すれば減量できます。実際、ほかの都市での成功例もございます。私もその実績を積むということではやっておりますので、ぜひ皆さんの理解をお願いしたいと思います。ここに来ている方々は、かなり理解のある方でしょうけれども、行政も含めて一般の市民に対してPRして行って、そういうことを実現できる段階にいかばいいなということで、今、実際にやっています。実績作りということではやっておりますので、ぜひ皆さんのお知恵と協力をお願いしたいと思います。

矢内会長

ありがとうございます。まさに、そういう段階だということです。実は、先程いただいた質問紙の中で、Eさんでしょうか、「この基本計画の中には数値目標がありませんので、これをどうするのか」というご意見がございました。われわれの審議会のほうでも、今後、数値目標を更に詰めていかなければいけないという話が出ております。

今のような櫻井さんの辺りの取り組みで、例えば今後こういう農家がどのくらい出るか、それを市のほうでバックアップしていただいて、どのくらいの見込みを立てるかということによって、逆に、今キーワードに出ていましたごみの減量というところにも結び付いたりします。そういう角度から、いろいろな可能性が見えるのではないかと、ちょっと聞いておりました。でも、いわゆる希望的な循環型社会が一般農家のほうに普及するのには、まだ道が遠いということだけは分かっていたのではないかと思います。それを10年後にするのか、5年後のスパンとするのかというのが、これからの議論になると思います。

それでは、宮崎さんのほうからは、宮崎さんのやっていらっしゃることをまさにどのようなかたちで広げていくかということで、ちょっとお話しいただけますか。

宮崎啓子氏

はい。全体の時間から見ますと、もうあまり時間をいただけないかと思えますから、どうして緑を減らせないかということをお話したいと思えます。

皆さんのお手元の2頁に書かれています「西東京市の現状と課題」の中で、緑に関しては「民有地の緑が危機に瀕している」と。ちょうど真ん中ぐらいです。私は、この民有地の緑が危機に瀕しているというのは、そのまま西東京市の緑が危機に瀕しているということだと思えます。

どうしてかといいますと、先程からお話に出ていますように、市は緑被率を30%と大きく見積もっておりますけれども、そのうちの14%は農地です。そのほか樹林地が十何%ですか。そういうのは全部私有地なわけです。そうしますと、西東京市の場合は担保された緑が本当に少ないと言っているわけです。

都の自然保護条例によります緑地保全地域というのがあります。それは、一応1万平米以上あると、都が緑地保全地域として指定してくれて、地主さんが売りに出したときには公の土地として買い取らなければいけないという担保のある緑地です。その緑地として西東京市にあるのは碧山森です。田無には1個もなかったのです。碧山森と保谷北町の保全地域の2つしかないわけです。それは1万平米ぐらいあって、地主さんが売りに出されたら公が買い取ってくれるという1つの担保があります。

けれども、生産緑地で相続が起こった場合には、まず西東京市に「買い取ってくれ」という要望を出します。でも、西東京市はとても買い取れない。そうしますと、都に行きますが、都も買い取れない。そうしますと、それはもう売りに出されるわけです。ですから、生産緑地ですら担保がないということです。樹林地に至りましては、生産緑地に入れてもらえませんから、相続が出たときには一番不要のものとして、まずそのまま売りに出されます。そうしますと、もう樹林地はなくなるのが前提のようなものです。

私どもが実際に活動をしていまして、今、非常に具体的に「どうしたらこれが守れるだろうか。これではとても守れない」という例が本当にそばにありますもので、それをご紹介します...。例えば、それに対してこの環境基本計画はどれだけの効用とか効果があるのかと。やはり困ったときからどれだけ効き目があるかということをお考えないと、ただ書いてあるものでは、いざ何か起こったときに、そこをめぐって「さあ、探し出そう」といっても、もうとても市民の手には負えないわけです。

私がこの基本計画に思えますのは、まず、この基本計画はそのほかの条例とか計画と体系的にどういう関係にあるのだろうか。それが分からないところの1つです。先程の骨子に少し小さい表が出ておりますけれども、その体系図の中にも緑の基本計画はまだ出ておりません。それが1つです。

そういう場合にどうするかということで、私どもが非常に参考にして考えなくてはならない例としまして、つい近ごろ起こった清瀬の都職の共済病院の例を申し上げたいと思えます。清瀬にありました共済病院は3万6,000平米でした。清瀬には、400人もメンバーがいる「自然を守る会」という私どもの大きな仲間がいます。それはそれは大事にして、今までたびたびそこで観察会をしていました。データも全部集めていまして、「これだけ貴重種がありますよ」ということを都のほうにも報告してました。そこが急に売りに出たわけです。

私どもが考えましても、都の職員組合だから、周りの市民たちにも、そういう情報が何か漏れるといいですか、出てくるのではないかと思っていましたけれども、結局、出てきた時にはもう決定という感じでした。それも非常に悔しいことに、都の自然保護条

例では…。都の自然保護条例というのは非常に進んだ自然保護条例で、市民参加を昭和48年から採り入れている条例です。その条例の中には「3万平米以上の開発は必ず都に届けなければいけない」という規定があるわけです。それは条例です。

本当に私は見るたびに悔しいのですけれども、なぜ3万6,000平米がそのまま通ったかといいますと、それを2万9,860平米と六千何十平米とに分けたわけです。事業者も同じです。ところが、それが手続きの段階では違うのかもしれないのです。2万9,860とかしないで、2万5,000ともう少しとか、もう少し上手にしてくれればまだしもですけれども、2万9,860という数字は、いかにもその条例をなめているとしか思えないとお思いになりませんか。それを見た時に、私は本当にどうしてこれが環境局で通るのだろうか。でも、それは違法ではないのです。合法的なわけです。脱法と言えれば脱法です。法の精神を考えないで、何とかそれを開発しようということなのです。

非常に残念なことには、市民が運動しただけではなくて、市長さんも市の担当者も動かれたらしいのです。業者とも掛け合った。ところが、それは違法ではない。その次にまた悔しいことには、業者の方から「これを守るような条例も持っていないのか」というニュアンスの質問をされたということです。それで私も、いざこのような開発が、例えば西東京市に出た場合に、環境基本計画とか環境基本条例とか緑の基本計画とか、何かそれを守るものがあるのだろうか。もうここに事例があるわけです。こういう事例をどうやったら突破できるのか。都が許可するわけです。市長さんも反対に行かれて、非常に苦労されたらしいのですけれども、結局それは駄目であったと。これがつい先日のことです。

おまけに、それはもう2、3日で、あっという間にさら地になってしまったわけです。本当にさら地です。おまけに、そこには260戸の家がマッチ箱みたいにざっと並ぶ。宅地開発要綱が何かで0.6%を公園に残さなくてはいけないというのがありますが、それは守られているわけです。それは、売れないような半端な土地の所に、木をそのまま残して置いてくれている。そういう開発が通る。

それが事例としてありますから、西東京市でも、いつそういうことが起こらないとも限らないわけです。それが1つです。何とか法的にちゃんと整備しておかないと、私たちが緑を守りたいというのでは、もう通用しない世の中だということを市民はしっかり知っておくべきだと思います。

また、清瀬には小児病院というのがあります。平米数はもう少し少ないのですけれども、それももうやめられて、今度、開発されることになっています。そういう事例があることをぜひ知っておいてくださって、どうしたらいいかということを考えなければいけないと思います。

現に昨日、私は相談を受けました。西東京市の今の合併記念公園のすぐ裏に、保全緑地になっているジュウエンモリといういい雑木林があるのですけれども、その持ち主が亡くなられて、相続が起こっているらしいということです。保全地域の指定があることで、相続が出たときに何か守れるのかということです。守れないに決まっているのです。そういうこともあります。

それから、ついこの間ご相談を受けたのは、西東京市には都営住宅の跡地が二つも残っていますけれども、市民の方は、それをどうすれば守れるかが分からないと。みんな守りたい気持ちはあっても、守り方が分からない。その辺りは、市民ももう少し主体性を持ってかかわっていかねばいけないと思います。

この基本計画にも書いてありますけれども、何せ14%しか農地がなくて、公園は

4.6%です。公園は1人当たり1.4平米という非常に悲しい公有地ですから、民有地の緑が危機に瀕しているところか、本当に西東京市の緑が危機に瀕していると。西東京市は区部に一番近いわけですから、西東京市から開発がどんどん進んでいっている。東久留米とか東村山の方は、西東京市がどうするだろうかというのを見ていらっしゃるわけですから、

そういうことで、北多摩自然環境連絡会は6市全部の連携が毎月取れるものですから、東大農場に関しましても、みんな残したくて加勢したいけれども、市民はどう動くか、市はどう思っているのだろうか、市長さんはどう思っているのだろうかというのが今、問われています。ですから、それもぜひ市長さんによくお願いしておきたいのです。

市民の思いとか力ではどうにもならないところを市に頑張ってもらいたいと思います。市民も、どこまでできるか、どこからできないかというのをはっきり認識して、先程ありましたそれぞれの分担でやっていくということがないと、緑は守れないと思います。市民も、もっと頑張らなくてはいけないと思っています。長くなりまして、すみません。

矢内会長

ありがとうございます。今、いろいろな宿題と、審議会そのものに対しても、いろいろな忌憚のないご意見をいただきました。これも審議会での議論で採り上げて、ぜひ生かすようにしていきたいと思います。

まず、大きな問題としては、先に市長のほうからちょっと紹介のあった基本構想と、それからこの環境基本計画では、こういう将来像が描かれているわけです。まず基本構想の中で言いますと、例えば「土地利用について」という所で、「都市計画のマスタープラン」という非常に大きなものが描かれるわけです。その中では、例えば緑の保全を基調とした土地利用の促進・推進という項目が挙がったりしています。それ以外にも環境にかかわるところがあるのですが、その辺のつながりのところで、市長さんとしては、これからどのようにかじ取りをされていられるかということをやっとコメントいただけたらと思います。

保谷高範市長

今お三方のご意見、考え方をお聞きしたのですけれども、それはそれで別としまして、今回、この環境基本計画の答申をいただきました。冒頭にも申し上げましたけれども、基本構想、分かりやすく言うと総合計画になるわけですが、その西東京市の総合計画がまもなく完成するわけです。これから実施計画を計画するわけで、これが基本になると私は思っています。そのほか、いろいろな計画があるわけです。それが行政であると思っていますけれども、それをいかに吸収して、実際に市民の皆さんの前にお示しできるかということに尽きると私は思っているところです。

いろいろな個々の計画があるわけで、その計画の一つ一つには市民の皆さんの熱意といますか、考え方が込められているわけです。それを吸収するかたちで、平成16年度からスタートする予定の基本構想の中では、採り上げてきた密接な関係の中で事業を展開していけたらと私は思っているところです。

矢内会長

ありがとうございます。今の3人の方のご発言から、やはりいくつかポイントになるようなところが出てきたと思うのです。例えば最後の宮崎さんの所でお話がありましたことは、これからこういうのを広げていくための市民への啓発と私は受け取りました。特に現状を知って、それを意識が高くて関心を持っていらっしゃる方だけではなく、まさに一般の市民の方に広めていくことが必要なのだと私は受け取っておりました。これは、先程の基本計画の4番目の柱の中の、いわゆる環境情報というものと、それから大きな柱になっています環境の現状などを共有するということにかなり力点を置いて、具体的に描いていくべきことだろうと思っているわけです。

宮崎さんが冒頭でお話しになった東大農場のイベントに関して何か…。それはよろしいですか。

つまり、これは非常に難しい問題を多々抱えています。先程、買い取るとしたらいくらとか、そういう話がありましたが、西東京市の地域の環境問題としては、依然として非常に特殊な問題であるというふうに、われわれも思っているわけです。ですけれども、やはりこれは一審議会…。一といいますが、それこそ人数の限られた審議会が出すには荷が重たいし、環境NGOの方々とか市民の一部の方々もやるのでも、やはり荷が重たいし、あるいはそれを受けて立つ市長さんとしても荷が重たいという非常に不思議…。不思議といいますが、非常に大きな課題なわけです。でも、これをなるべく具体的に描いていく必要があると思うのですが、その辺について手短かにちょっとだけ触れていただけたらと思います。

宮崎啓子氏

先程、大成功で終わったと言いましたけれども、最後の実行委員会でのごあいさつで、私は「これは今日ここでおしまいになったのではなくて、今がスタートです」と申し上げました。お祭りは非常に楽しくて、その日は皆さんが「東大農場はいいな」というのを満喫してくださって、大成功であったと思うのです。

では、それをどうしていくかというところで、先程、市長さんをお願いしましたように、「市はどういうふうにお考えになるのだろうか」というのが1つあります。そのためには、私たち市民が「ぜひあそこを残したい」という熱烈な思いを市のほうにお届けして、それをバックに市が動いていただければいいのではないかと思うのです。市民の思いを伝えるのに署名活動をしようということにはなっておりますけれども、どういう書き方で、どういう署名活動にしようかというのがまだ合意できていません。でも、「とにかくあそこを緑地として残したい。コンクリートを張り詰めた都市の一角にはしたくない」というのが私どもの思いです。

公有地でないと、あそこを企業とかに渡されてしまいますと、もうどうにも…。先程の3万平米でもそうですけれども、どこかの商社でもそれを請け負って、それが下に下るしてしまえば、もうどこにも責任がなくなるわけです。

前の集まりで、「消去法で行こう」というのが出ました。例えば競輪場にはしないとか、墓場にはしないとか、そういうふうに消去法で消していくぐらいしか手がないかなという気がします。その辺は、市民の意見を出していったら、消去法で結局何が残るかというやり方もあるのではないかと。昨日の実行委員会に集まってくださった方と、もっと広く市民に呼びかけて、今から市として1つの何かまとまった運動体にしていきたいと思っております。

矢内会長

ありがとうございます。それでは市長さんのほうから、逆に市としては何を期待されるかという辺りのところをいただいて、今後の三位一体型の考え方を描いてみたいと思うのですけれども。

保谷高範市長

はい。東大農場は、この西東京市の長い歴史の中で定着している場所だと私は思っています。現実にあの農場に入ったことはないけれども、あそこに農場がある、空間がある、緑があるという意識は、市民の皆さんの中にあると私は思っています。

今年の春早々に、東大の都合で農場移転という話が入ってきたわけです。私の基本的な考えは、可能な限り緑を残すことです。西東京市で購入できれば一番簡単でいいのです。できないところに、この苦しさがあるわけですし、国や東京都にも要請していきたいと思えます。もちろん行政の力だけでは、あれだけの広大な土地を守ることは出来ません。守るといふ言い方が正しいかどうか知りませんが、非常に骨は折れます。やはり市民の皆さんの意識とか声が非常に大きなウエートを占めるのではないかと考えております。基本的には市民の皆さんと行政が手を携えて、限られた時間の中で進めていく考えでございます。

1回壊してしまった緑と申しますか、空間は戻りません。開発化と申しますと、おのずから結果は想像できるわけで、そのような結果になっていくわけです。それをまた元に戻すことは不可能ですので、現時点の状況を可能な限り残したいというのが私の偽りのない気持ちです。

東大農場という位置付けです。先程、櫻井さんから話もございましたけれども、農場という位置付けで守れるのかなど。今は学校の農場として存在しているから守られていますけれども、あれが例えば市のものになるか、国のものになるか、東京都のものになるか分かりませんが、農場として守られたときに、では、それをどうやって守るのだと。農地というのは簡単な気持ちでは守れないのです。小規模ですけれども、市民農園とかは何力所かございます。しかし、あれだけの大規模になりますと、本格的な残し方をしないと農地としては守れません。農地は1年空けたら雑草が生えて、農地ではなくなりますので、1年空けるわけにもいかない。気候にも影響されますし、季節にも影響されるのが農地です。たまたま今は農場ですから農地と言われてはいますが、そう簡単なことではないのです。

では、どうして守っていくかと。農地として守れなかったら緑で守っていくか、空間として守っていくか、いろいろな方法があるわけです。宮崎さんもおっしゃいましたけれども、一般的に言われているような開発をされて、コンクリートになるようなことだけは何か何でも避けていきたいと、今、私は思っているところです。ほかの公有地もありますけれども、今は残念ながら西東京市で買うだけの財力はございませんので、いろいろな関係機関、またはそれなりに力を持っている方に力をお借りして、あの土地の確保を図っていきたいと私自身も思っているところです。ぜひ市民の皆様も力を貸していただきたいと思えます。

矢内会長

ということで、時々刻々進行しているような話でもありますし、審議会としても皆様方のお知恵を借りながら、なるべくかたちのある明確なものにしていきたいと思ってい

ます。実は、これに関しましてはKさんとOさんから質問紙をいただいております。そういう関連で、東大農場にもちょっと触れさせていただきました。

それから、先程の宮崎さんのお話の中で、市民の活動が逆に後手に回って無力になるというケースのお話もございました。そういう中で、Aさんからいただいておりますのは、「保谷の大樹、6千人の署名が、力が得られずに...」。私の読み方で言うと、これも後手に回ったケースであったというコメントを書かれていらっしゃいます。

同じようにとらえますと、例えばTさんからいただいているコメントとしては、「保谷駅北口の広場が完成しましたが...」。今後は、実際にこういう公共のものができるときには、恐らく市民の知恵が受け入れられて、緑をどのくらいにするとか、そういうことに参画できるのだろうと思うのですが、残念なことに「保谷駅北口広場が完成しましたが、緑が少なく、自動車中心の道路構造になっています」と。これをわれわれ審議会のほうで、いわゆる歩行者中心に方向転換できないだろうかというご意見をいただいたりしています。

実際にこの2つのケースをちょっと重ね合わせてみますと、こういう現状にある状況をどのようなかたちで良くしていくかということに関しましては、基本方針の最初のところでご紹介しましたけれども、いわゆる交通マネジメントの体系を見るとか、話がちょっと違う観点ですが、櫻井さんがなさっているような、ある程度の実証実験のようなものを経て、「これのほうがよりいいのだ」とか、これからは、そういうことを具体的に詰めていく重点的なプロジェクトのやり方もあるのだろうと私は思っております。

例えば「保谷駅の北口の広場は自動車中心だけれども、一時期、自動車をやめてみよう」とか、いわゆる社会実験と言われるようなものも、市民の方々から声が上がれば具体的にやってみると。これは無にならないと思いますので、そういうところでも三位一体型のものが何か描ければと、ちょっと思った次第です。私が1人でしゃべってしまうと、あれですけども。

いかがでしょうか。いただいているコメントを少し確認したいと思います。Kさんからは、直接的には環境の内容よりももっと広いと思うのですが、「西東京市が住宅都市として企業等の勤務者を受け入れるための基本施策の有無についてお尋ねしたい」とあります。

こういう問題とか、あるいは西東京市よりももっと上位の行政がやる施策に関しての調整とか、こういったところは、実は、先程も市長がお話しになった総合計画という辺りと関係があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。環境というと、まさに非常に大きくて、教育環境から何環境から全部イメージされてしまうわけですけども、やはりその上位にある総合計画とのかかわりの中で、環境のほうに割り振るべき事柄とか、例えばKさんのご意見ですと土地利用ですか、土地計画でしょうか、そういったところに割り振るとか、そういうことが私としては何となく描けるのです。市長さんとしては、その辺の割り振りと横断的な課題をどういうふうにお考えですか。難しいですね。

保谷高範市長

お答えになるかどうか分かりませんが、今日は環境のシンポジウムですので、それに絞って考えていました。今、急遽、頭を切り替えまして、総合計画とか基本構想全体のことと考えているのですけれども、もちろん市民の方には、それぞれの立場でいろいろ考えがあることは承知しているわけです。そういう中で、時と場合によっては

環境に悪影響を及ぼす事業もしなければならぬ場合も、もちろんあるわけです。また、環境に追い風といいますか、バックアップできるような事業も進められるのが総合的な自治体経営と言っていいと思います。

そういう意味では、いろいろな市民の皆さんのご意見があることはじゅうぶん承知しておりますし、この基本構想をまとめる段階でも大勢の市民の皆さんの声をいただいて、それを可能な限り採り入れさせていただいたということです。この総合計画は、これから実施計画を立ち上げていくわけですので、本日いただいたいろいろな貴重なご意見も、環境だけではなくて、その中に採り入れられるものであれば採り入れていって、市民の皆さんの切なるお声を反映できたらなと思っているところです。

矢内会長

ということで、これからの行政は、恐らく横断的な視野も持たなければいけないということだと思います。

フロアの中にAさんいらっしゃいますか。どちらにいらっしゃいますか。どうも恐れ入れます。何項目も挙げていただいて、すべてここでやり取りをする時間はとてもないのですが、ここに「市民農園」、「学校農園」というキーワードがございます。この辺の具体策について少しご意見をいただけたら、更に環境教育とか、そういった場への広がりもできるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

市民A

今、遊んでいる農地はあるのでしょうか。どうでしょうか。そのところは櫻井さんに聞けば分かるのかしら。

櫻井正行氏

私のほうで答えるのは荷が重いのですが、遊休農地というのはどういう考えかといいますと、「梅や栗を植えているだけでも遊休農地じゃないか」という市民の方の見方もあります。

農地の残し方の大前提としては、今まで出ていました相続の問題が一番のネックです。それと、農地の残し方の考え方では、今、学校農園とか市民農園的な考え方がございます。その中で、西東京市には市民農園と家族農園という形態の農園がございます。それとは別に、来年度から実施できるかと思うのですけれども、今、体験型農園というかたちを模索しております。これは農家指導のもとに、いわゆる農地を区画としてお貸しして農園を残すということです。農業という産業として、こういう経営形態が1つございます。

その中で、先程の東大農場の跡地…。まだ跡地じゃないですね。東大農場は、知っての通り、農場ですので農地です。1つの提言になるのですけれども、そういう体験型農園的なかたちで…。これを農地として農家の方にだれか耕せと言っても、これはむちゃな問題です。ですから、農業に親しみたいという気持ちの中で、市民に横断的に農園の経営者になっていただいて、体験型のように…。技術指導については農家に任せて、いわゆる最初の地作りは農家がやります。あとの区画については、全部が全部自由にはできませんけれども、農家の指導のもとに体系的に農作物を作るというかたちで体験をしていただく。東大農場を農地として残すのなら、そういうのもあります。答えになっているか分かりませんが、そういう考え方もあっていいのではないかと思います。

市民A

どうもありがとうございます。子供たちの中では、絵とか図鑑では知っているけれども、虫をさわったことも見たこともないという現状があるのです。最近知ったのですけれども、保谷のほうでは農業に携わっている若者が学校に出向いて、総合学習的な意味も加えて、子供たちに農業体験みたいなことをさせてくださっているという環境があるのです。

もしその学校の敷地の近くに農地がなかったのであれば、近くの農家の方が子供たちに単なる朝顔の育て方だけではなくて、作物の成長の仕方とか、いろいろな作物のなり方とか、それが自分たちの口に入ってくる過程の中での驚きとか感動とか…。それと、土に触れてみる。土が冷たいということは、手を入れてみなければ分からないわけだし、微生物もたくさんいて、それが分解して有機的な土壌を作っていることに関して、体験するための学校農園。

大人のほうは、今はもう無機質な社会の中で生活しておりますので、自然に触れて、しかも安全な食べ物を食べたいということで、週末は市民農園に時間を使いたいという方たちが増えているのですけれども、現状の市としては、畑を貸してくださる方が随分少なくなりつつあります。増えているわけではないですよ。利用者は増えているけれども、畑は相続税とか、いろいろなかたちでどうも引っ掛かる。30年というのは長いコウキです。それで、相続税が加担してくるわけですから、相続税をもう少し軽減させる方法が条例的に何かないものか。また、行政的に何かサポートしてくださるものがないのか。

それから、市民が親しめる農園の在り方を模索していく中で、これから市のほうでも協力していただくものがあるのであれば、市が農業指導員などを置いて、畑の適切な利用の仕方をまた指導して下さりながら、新鮮な作物が市民の口の中に入ってくる過程も教わりながら、かてては現状、農家は頭数の少ない中で、収入をいかに上げるかということでご苦労なさっていると思うのですけれども、それらをサポートする市民のボランティアみたいなものができれば、一環としてはいいのではないかと考えているのです。

大切な緑ですから、全体的から見れば本当は減ってほしくないのです。それが残念ながら遺産相続で緑からコンクリートの建物とか駐車場になってみたりとか、随分いろいろ切り売りしたりとかたちになっています。それはもう現実問題あるのですけれども、どこかのサポートを得られて、何とか維持できる方法はないものかというのが市民の願いです。

矢内会長

ありがとうございます。ちょっとお待ちください。

青柳環境保全課長補佐

農地法については、3条、4条、5条という厳しい制約があります。農地を貸す場合に、農業でない人やサラリーマンには貸してはいけないことになっております。

矢内会長

ちょっとお待ちください。今のお話を櫻井さんが受けるのは、一事業者といたしますが、実践者という立場ですので、ちょっと荷が重いというか。ただ、実は、それに類し

たお話をいただいております。例えばHさんからは「緑を残すために税金をどのように使えるか。その工夫をどうするか」。それから無記名ですけども、やはりそういう税金の対策をどう考えるかということ。それから、まさにヨシオさんからいただいております。これらのご意見をいただきまして、審議会では、これをまた現実味のあるかたちでの議論を検討していきたいと思っております。

市民A

よろしく申し上げます。

矢内会長

そのほか、もう一つありますのは、Bさんからいただいておりますが、いわゆる調布保谷線に関連して、あるいはそれ以外でもよろしいと思うのですが、大気汚染の問題、あるいは、それに関する環境悪化の問題です。それをどういうふうに予測したり、どういうふうにこの審議会で扱うかも考えてほしいというご意見等をいただいております。私どものほうでは、これも貴重なご意見として受け止めさせていただきます。時間が限られておりますので、このぐらいのコメントにさせていただきます。

あと5分で時間を切りたいと思うのですが、せっかく皆様方においでいただいておりますので、2分ぐらいで要点をお伝えいただけることを条件にして、今までの流れを受けて、今までの話とは違った観点でぜひご発言なされたい方がいらっしゃいましたら拳手をよろしくお願い致します。はい、どうぞ、2分です。

市民B

入り口というか、あそこの机の上に置かせていただきましたけれども、東京都の都市計画マスタープランの中間報告が出ています。公述人として、それに東大農場をアピールして参りました。中身は読んでいただきたいと思うのですけれども、3・4・7を考える会で検討していただいて、私が代表で公述して参りました。東京都の都市計画局の参事とか偉い人もいらして、各市の都市計画担当者も来て聞いてくださいましたので、とりあえずアピールして参りました。

東京都に参りますと、「市はどういう計画を持っていますか」と、まず聞かれるのです。市民もぜひバックアップしたいと思っておりますので、市としても丸ごと残すための方針をぜひ持っていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、10月18日には大和田一紘さんを招いて、「丸ごと残すには」ということで、学校の特殊法人化の問題を公民館講師派遣事業でやります。市民のご意見をいただきたいと思っておりますので、ぜひおいでいただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

矢内会長

ありがとうございます。皆さん、もしまだお手元がない方は、お帰りの際にでもお取りいただいて。私どものほうも、その内容について拝見させていただいて、話題にしていきたいと思っております。

ほかには、いかがでしょうか。特に違った観点で、「まだこういう課題の積み残しがあるじゃないか」と。はい、どうぞ。

市民C

貴重な時間をすみません。今、お話をいろいろお聞きしますと、物質的な環境問題が主体になっておりますけれども、私は東京大学の農学部の跡地を子供の情操教育を兼ねた活用ということで、環境基本計画に盛り込んでいただきたい。人間が生きるための環境ですから、将来の子供の情操教育のために、基本構想の中にぜひ組み込んでいただきたい。これを見ますと、全部主体が物質的な面だけをうたっております。以上です。

矢内会長

貴重なご意見をありがとうございます。今後、これも大きな宿題として議論をしていきたいと思っております。

時間ばかりたってしまうまして、なかなか手際が良く進められませんでした。冒頭申し上げましたように、環境というのは非常に広いものですから、いろいろなご意見がございますし、見解もございますし、お立場もあるということで、大変難しいのです。

ただ、1つ言えますことは、最近、こういう行動計画なり何かを決めることとなりますと、はやり言葉ではマルチ・セクター・プロセスと言うのでしょうか、市民参加型が一番の大きなキーワードになっております。今までですと、行政に、行政が、あるいは行政に陳情するとか、「行政が何々をやるから、それに対して」というスタイル一辺倒でしたけれども、そうではなくて...。市長さんを前にして大変恐縮ですが、実は、私は今の行政のトップはあまり力がないと思っております。むしろ市民が支えて、いろいろなアイデアを出したり、いろいろな行動を起こして行って、一体になるという時代だと思っております。そういうことを中心に考えながら、この審議会のまとめも実りあるものにしていきたいと思っております。

本日は大変気候のいい秋の1日でしたけれども、長時間にわたりましてご参集いただきまして、貴重なご意見をいただきました。大変ありがとうございました。今ここに皆様方がおいでになりますけれども、周りをちょっと見渡していただくと、お気付きになると思うのです。実は、若い方があまりいらっしゃらないのではないかなと私はちょっと思うのです。そうでもないのかもしれませんが。願わくば、もっといろいろな世代の方がこういう問題を共有して、ぜひ活発な議論になっていく。そして来年、再来年、それこそ5年後、10年後が描けていくというのが、まさに最後のコメントにありました情操面の実りある結果というふうにも思いますので、そういうことを目指していきたいと思っております。

それでは、本日のパネラーの皆様方、それから集まっていただきました会場の皆様、どうも長時間にわたりましてありがとうございました。（拍手）

青柳環境保全課長補佐

ありがとうございました。以上をもちまして、第2部パネルディスカッションを終了させていただきますと思います。パネリストの皆様、どうもありがとうございました。

これをもちまして、本日の環境シンポジウムの日程を終了させていただきますと思います。環境審議会副会長の西川義昌より閉会のごあいさつを申し上げます。

西川副会長

本日は絶好の行楽日和にもかかわらず、このように多数の市民の方々がご参集ご参加くださりまして、長時間にわたり、環境シンポジウムに意見を出していただいたこ

とを本当にありがたく思っております。また、パネラーの方には本当に貴重なご意見をありがとうございました。

環境基本計画は、これから10年間の、いわばロードマップを提言するものと思われま
す。今年の年末には市長さんに最終答申を提言するということです。ワークショップに
続きまして、市民による2回目の意見交換という機会を持つことができまして、本当に
喜んでおります。

先程、会長のほうからも申し上げましたように、これから環境基本計画が生きるかど
うかということは、市だけの力ではありません。まさに市民の方々の協力、それから事
業者の方々の協力によって初めて大きな力となって、環境に対するわれわれの取り組み
が生きてくると。それには、ここにおいでの方々をはじめとして18万の市民の方々の
協力をぜひこれからもお願いしまして、本日の環境シンポジウムを閉会させていただきます。
どうもありがとうございました。

青柳環境保全課長補佐

ありがとうございました。それでは皆様、長時間にわたりましてご参加いただきまし
てありがとうございました。これで終了と致します。お気を付けてお帰りいただければ
と思います。

(16時50分閉会)

以上